

# 柳川市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して～

(2019 年度～2023 年度)

平成31年4月

柳川市

## はじめに

我が国の年間自殺者数は平成10年に初めて3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。そのような中、平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げての自殺対策が取られた結果、平成22年以降は減少傾向に転じましたが、それでも未だ年間2万人を超える尊い命が自ら失われています。

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、平成29年度中を目途に都道府県において新たに都道府県自殺対策計画の策定と、平成30年度までに全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務づけられました。

柳川市でも、庁内の全ての事業の中から「生きることの包括的支援」に関する事業の抽出を行い、自殺対策に関連付けした取り組みを明確にし、全庁的に「生きることの包括的支援」を推進していく「柳川市自殺対策計画」を策定しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であることを認識し、すべての市民が生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない柳川市」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重な御意見や御提案をいただきました柳川市自殺対策地域ネットワーク会議構成員の皆さま、庁内連絡会議委員の皆さま、並びに市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成31年4月

柳川市長 金子健次

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の数値目標	5
第2章 自殺の現状と課題	6
1. 全国の自殺の状況	7
2. 福岡県の自殺の状況	8
（1）自殺者数の年次推移	8
（2）自殺者数の保健所圏域別の状況	9
3. 柳川市の自殺の状況	10
（1）自殺者数と自殺死亡率の年次推移	10
（2）自殺者数の年齢階級別の状況	11
（3）自殺者数の主な原因（危機経路）	11
（4）こころの健康に関する住民意識調査結果	12
（5）現状と課題	22
第3章 自殺対策の基本的な考え方	23
1. 基本理念	24
2. 基本方針	25
3. 基本認識	26
第4章 いのち支える自殺対策における取組	27
1. 施策の体系	28
2. 基本施策	28
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	28
（1）地域におけるネットワークの強化	28
（2）特定の問題に関する連携・ネットワークの強化	28
（3）庁内におけるネットワークの強化	29
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	29
（1）様々な職種を対象とした研修の実施	29
（2）市民に対する研修	30

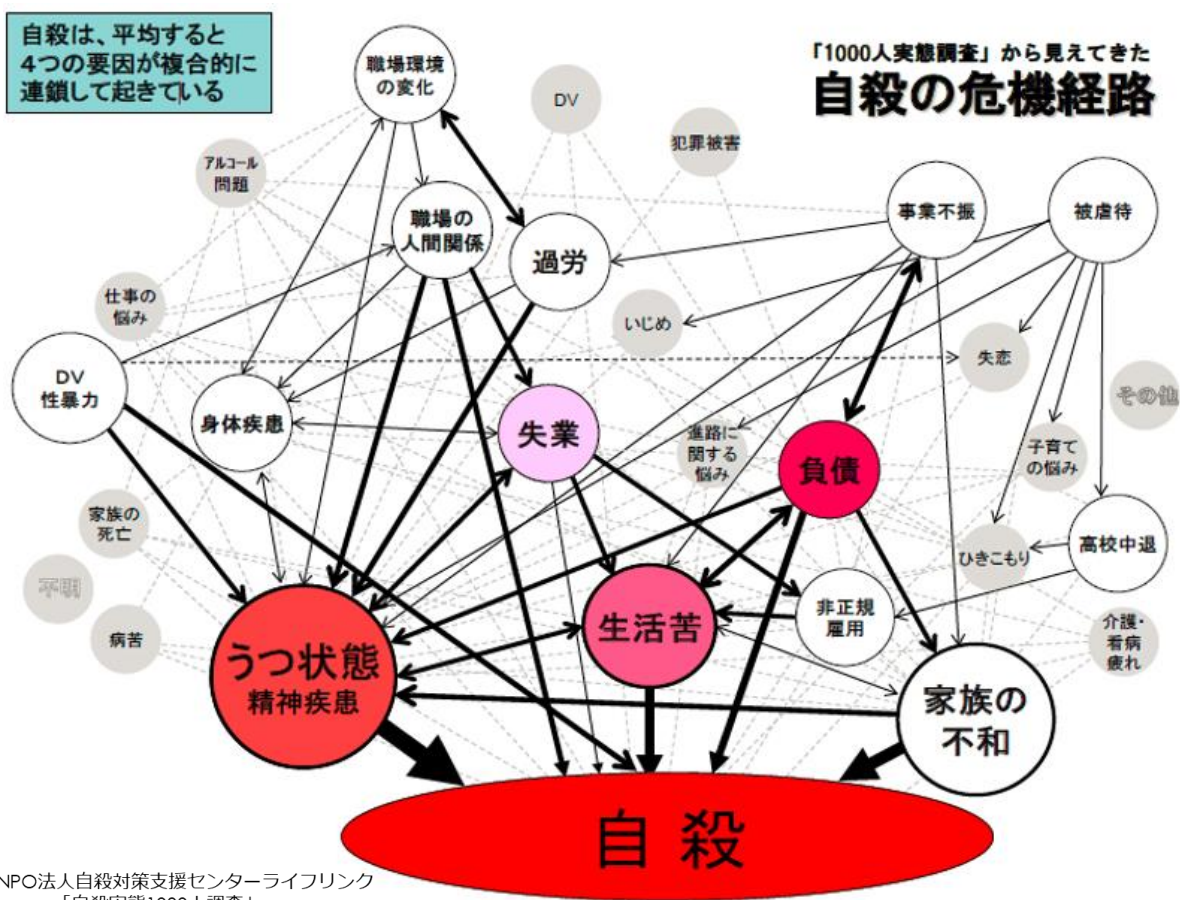
基本施策3	住民への啓発と周知	30
(1)	リーフレット等啓発グッズの作成と周知	30
(2)	市民向け講演会やイベント等の開催	31
(3)	メディア媒体を活用した啓発活動	31
(4)	地域や家庭と連携した情報の発信	31
基本施策4	生きることの促進要因への支援	32
(1)	自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援	32
(2)	自殺未遂者への支援	32
(3)	遺された人への支援	32
(4)	支援者への支援	32
基本施策5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	33
(1)	SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備	33
3.	重点施策	34
重点施策1	生活困窮者への対策	34
(1)	相談支援、人材育成の推進	34
(2)	支援につながっていない人に支援へつなぐための取組の推進	35
(3)	自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動	36
重点施策2	高齢者への対策	36
(1)	包括的な支援のための連携の推進	37
(2)	地域における高齢者に対する支援	37
(3)	高齢者の健康不安に対する支援	38
(4)	社会参加の強化と孤独・孤立の予防	38
重点施策3	勤務・経営対策	39
(1)	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	39
(2)	過労自殺を含む過労死等の防止	39
第5章	自殺対策の推進体制	40
1.	自殺対策の推進体制	41
2.	計画の進行管理	42
資料編		43
	柳川市生きる支援関連事業一覧	44
	柳川市自殺対策庁内連絡会議設置要綱	52
	柳川市自殺対策地域ネットワーク会議設置要綱、名簿	54

# 第 1 章

## 計画策定の趣旨等

# 1 計画策定の背景

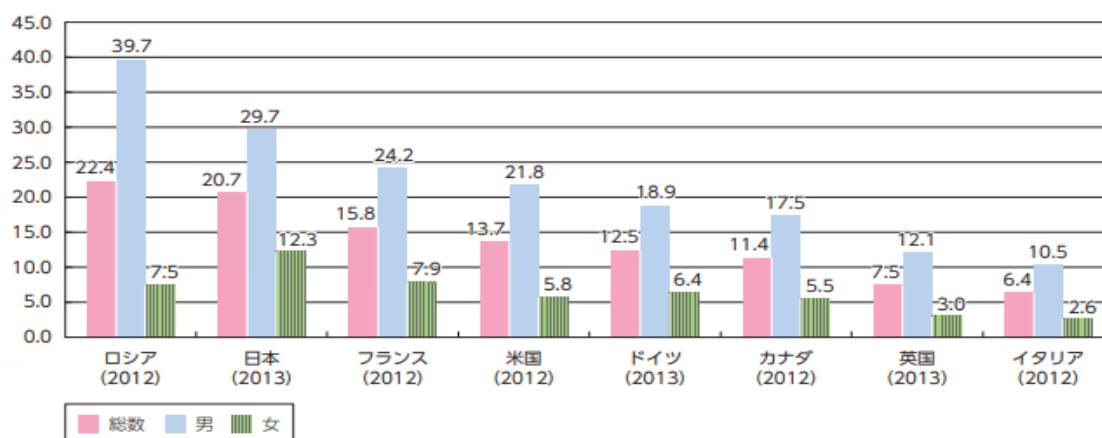
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。



## 2 計画策定の趣旨

平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策に取り組んできた結果、わが国の自殺者数は平成23年以降減少傾向にあり、着実に成果を上げています。しかし、わが国の自殺死亡率※は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっており、非常事態は未だ続いている状況です。そのような中、国では平成28年3月に自殺対策基本法の改正、平成29年7月に自殺総合対策大綱が閣議決定されるとともに、平成30年3月には福岡県自殺対策計画が策定されました。平成28年の改正自殺対策基本法において、市町村自殺対策計画を策定することとされたことから、これまでの取組や柳川市の特徴を踏まえ、柳川市における自殺対策を総合的に推進していくため、本計画を策定します。

※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数



資料：世界保健機関資料「Preventing suicide: A global imperative」などより厚生労働省自殺対策推進室作成



資料：世界保健機関「WHO 死亡データベース」より厚生労働省自殺対策推進室作成

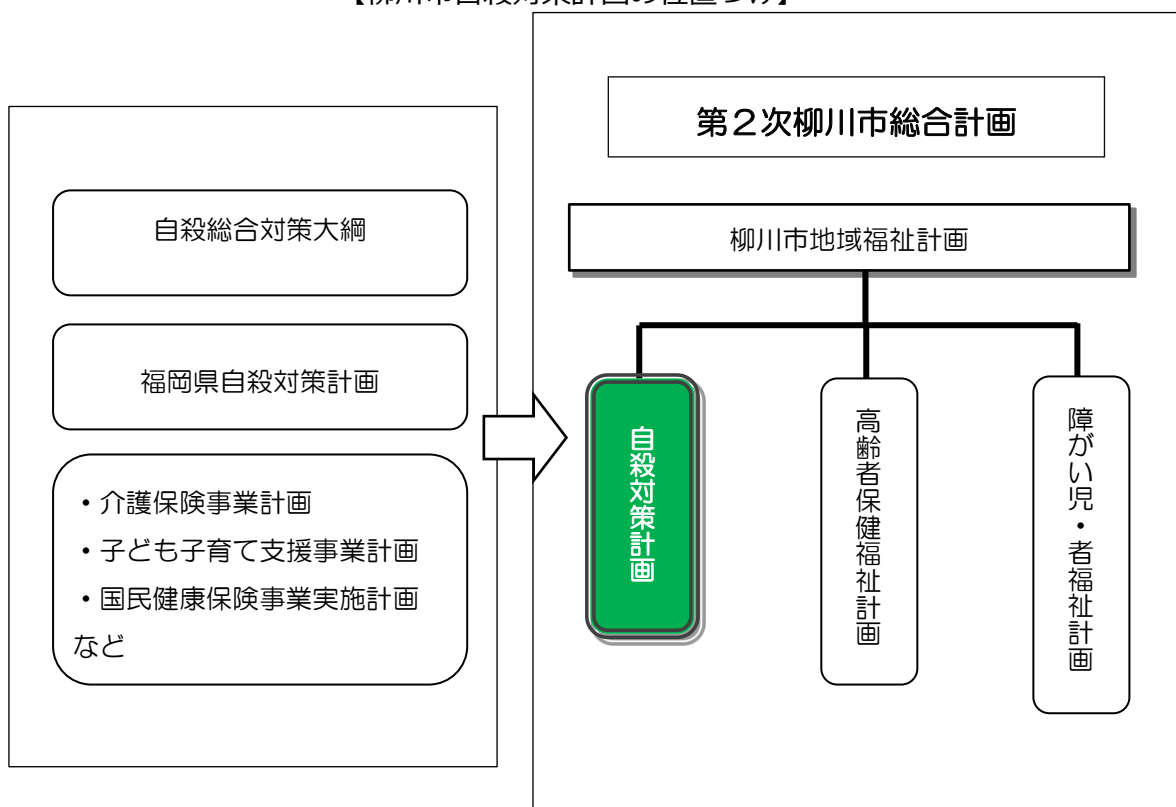
### 3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として位置付けます。

実施にあたっては、柳川市の上位計画である第2次柳川市総合計画との整合性を図り、すべての住民が互いに人権を尊重し支え合って、誰もが安心して暮らせる地域社会を推進する「柳川市地域福祉計画」の下位計画として位置付けるとともに、柳川市また広域における保健、福祉、医療、地域福祉、生涯学習、防災などに関する計画・施策との連携・調和を図ります。

また、国の「自殺総合対策大綱」や県の「福岡県自殺対策計画」とも整合・連携も図っていきます。

【柳川市自殺対策計画の位置づけ】





#### 4 計画の期間

本計画の期間は平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間とします。情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。



#### 5 計画の数値目標

自殺者数及び自殺死亡率の減少に向けた取組を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない柳川市」の実現を目指すのはもちろんですが、この対策計画の今後の評価・検証を有益なものとするため、数値目標を設定します。

【目標：過去5年間の自殺者年間平均人数と自殺死亡率を20%以上下回る】

	現 状 平成25年～平成29年	目 標 2019年～2023年
5年間の年間平均 自殺死亡者数	12.6人	10人
5年間の年間平均 自殺死亡率	18.1	14.4

(参考)

##### 国の大綱における目標

平成38年までに自殺死亡率を平成27年18.5と比べて30%以上減少させ、13.0以下とします。

##### 県の目標

平成34年までに自殺死亡率を、平成27年の17.8と比べて19%以上減の14.4以下を目標とします。

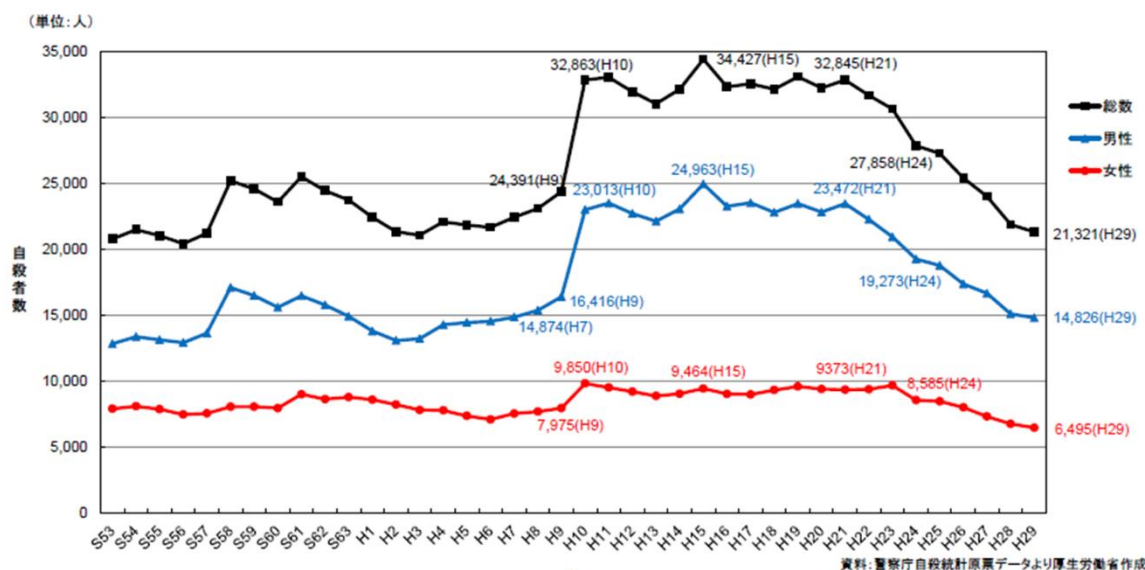
## 第2章

### 自殺の現状と課題

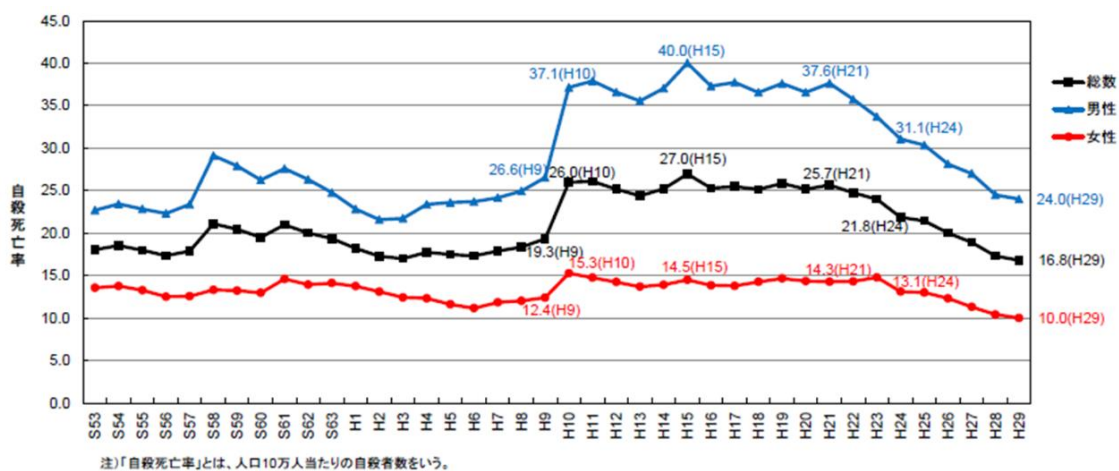
## 1 全国の自殺の状況

わが国の自殺者数は平成15年に34,427人と最も多い人数を記録しましたが、平成18年に自殺対策基本法が制定され国を挙げて自殺対策に取り組んだ結果、減少傾向にあります。わが国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く（※3ページ参照）、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で推移しており非常事態は未だ続いている状況です。

### 自殺者数の年次推移



### 総数及び男女別自殺死亡率の年次推移



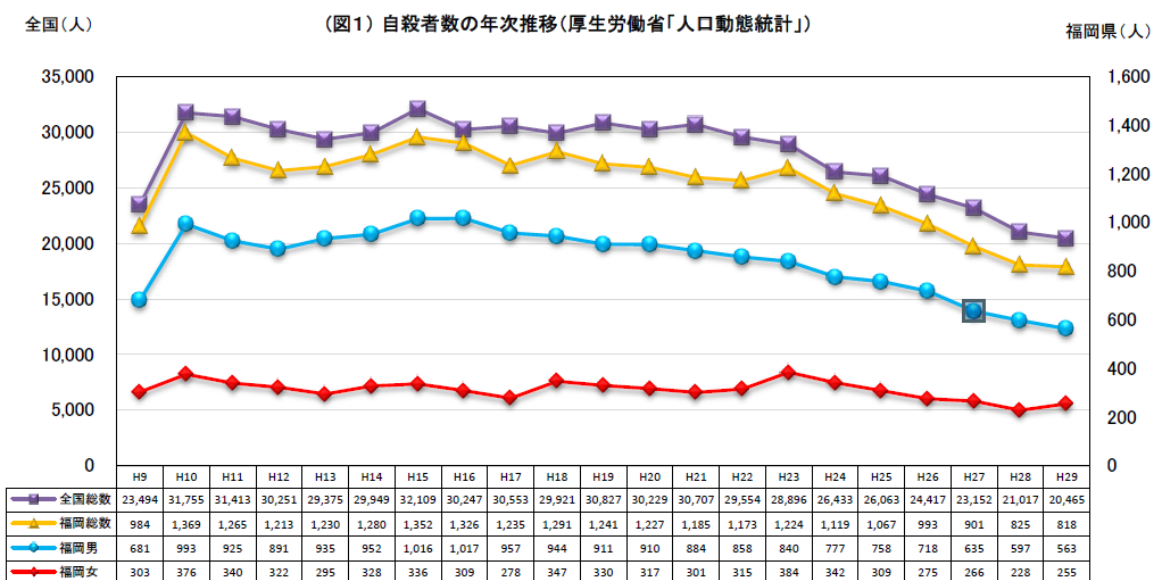
## 2 福岡県の自殺の状況

### (1) 自殺者数の年次推移

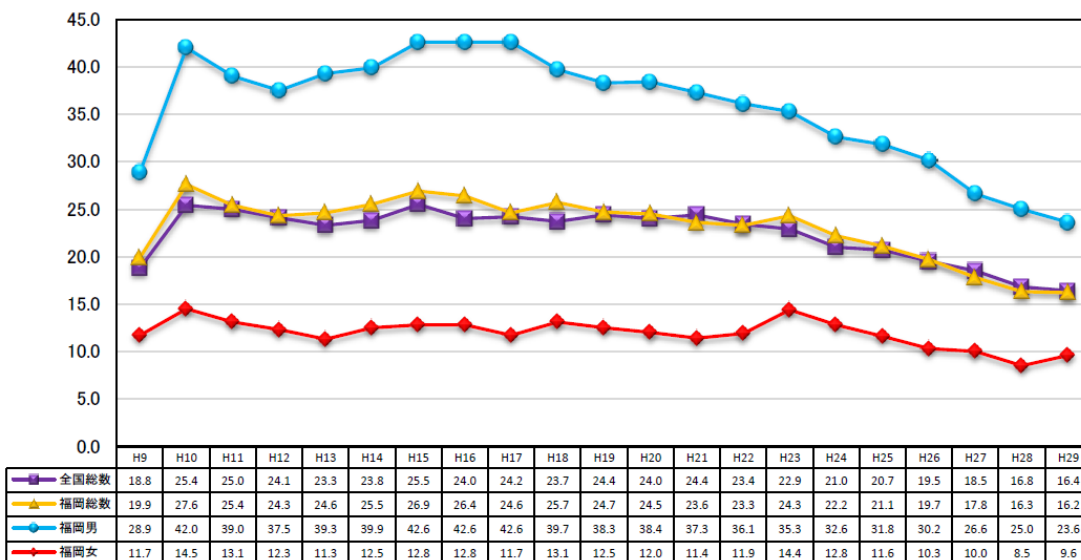
厚生労働省「人口動態統計」における福岡県の自殺者の年次推移をみると、ほぼ全国に平行して推移し、平成10年に急増（前年比385人増、約40%増）し、同年の1,369人のピーク以降千人を超える状況が続きましたが、平成24年から5年連続して減少し、平成26年には993人と17年ぶりに1,000人を下回り、平成29年には818人となっています。（図1）

また、人口10万人あたりの自殺者数をあらわす自殺死亡率も自殺者数と同様に平成10年に27.6と急上昇しましたが、平成23年以降は低下傾向に転じ、平成29年は9.6となっています。（図2）

#### 1 自殺者数の年次推移



(図2) 自殺死亡率の推移(厚生労働省「人口動態統計」)



(2) 自殺者数の保健所圏域別の状況

県内保健所圏域毎の自殺者数と自殺死亡率です。

●保健所圏域別自殺者数

	自殺者数 (人)													
	県計	福岡市	北九州市	久留米市	大牟田市	筑紫	粕屋	糸島	宗像遠賀	嘉穂鞍手	田川	北筑後	南筑後	京築
H21	1296	359	276	86	26	71	71	27	88	82	43	47	74	46
H22	1251	381	243	70	30	76	45	33	62	100	52	41	68	50
H23	1298	355	253	80	34	80	56	21	86	101	44	45	94	49
H24	1189	375	226	69	23	78	56	20	54	82	37	37	83	49
H25	1124	330	211	61	36	71	56	27	63	89	38	39	57	46
H26	1081	336	194	56	21	79	56	18	72	72	32	52	57	36
H27	954	256	186	59	28	56	51	20	46	78	27	40	68	39
H28	873	264	159	54	21	51	35	21	51	68	32	30	53	34

※厚生労働省「警察庁の自殺統計原票を集計した結果（自殺統計）」による自殺者数（自殺日・住居地）

●保健所圏域別自殺死亡率

	自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)													
	県計	福岡市	北九州市	久留米市	大牟田市	筑紫	粕屋	糸島	宗像遠賀	嘉穂鞍手	田川	北筑後	南筑後	京築
H21	25.76	25.92	28.13	28.36	20.29	16.88	26.38	26.86	29.86	26.57	30.55	23.71	23.94	23.85
H22	24.85	27.28	24.82	23.11	23.70	17.96	16.55	32.78	21.07	32.59	37.30	20.76	22.16	25.98
H23	25.74	25.19	25.90	26.44	27.15	18.82	20.42	20.93	29.28	33.20	31.83	22.88	30.86	25.43
H24	23.55	26.36	23.19	22.82	18.54	18.26	20.23	19.99	18.40	27.17	27.07	18.90	27.49	25.52
H25	22.02	22.61	21.47	20.01	29.24	16.43	19.93	26.92	21.35	29.43	28.04	19.93	18.96	23.88
H26	21.12	22.79	19.76	18.32	17.17	18.20	19.83	17.93	24.36	23.92	23.77	26.58	19.08	18.72
H27	18.63	17.22	19.04	19.27	23.16	12.85	17.96	19.97	15.56	26.09	20.27	20.55	22.97	20.37
H28	17.04	17.59	16.36	17.61	17.59	11.66	12.23	20.97	17.25	22.93	24.36	15.54	18.07	17.85

※厚生労働省「警察庁の自殺統計原票を集計した結果（自殺統計）」による自殺者数（自殺日・住居地）

### 3 柳川市の自殺の状況

#### (1) 自殺者数と自殺死亡率の年次推移

厚生労働省の地域における自殺の基礎資料によると、平成21年（2009年）から29年（2017年）までの柳川市の年間自殺者数は十数名で推移しています。平成23年に23人となりましたが、その後は徐々に減少し平成29年には9人となっています。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
柳川市 自殺者数	17人	13人	23人	18人	15人	12人	13人	14人	9人
柳川市 自殺死亡率	23.2	17.9	32.0	25.3	21.2	17.1	18.7	20.4	13.3

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（自殺日・居住地）



第2章 自殺の現状と課題

(2) 自殺者数の年齢階級別の状況

平成21年から29年までの柳川市の自殺者の中で、男性が73.9%、女性が26.1%の割合を占めています。また、年齢階級で見ますと50歳代、60歳代が多く、次いで70歳代が多い状況です。(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H21～H29 合計	割合
自殺者数総数	17	13	23	18	15	12	13	14	9	134	100%
男性	15	9	17	13	12	7	13	7	6	99	73.9%
女性	2	4	6	5	3	5	0	7	3	35	26.1%
20歳未満	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7%
20歳代	1	1	1	0	0	1	0	1	3	8	6.0%
30歳代	2	1	2	2	2	1	1	3	0	14	10.4%
40歳代	3	2	2	3	3	1	0	4	0	18	13.4%
50歳代	2	4	5	3	2	2	2	3	4	27	20.1%
60歳代	4	3	6	3	1	4	3	2	1	27	20.1%
70歳代	5	1	4	5	3	2	2	1	0	23	17.2%
80歳以上	0	0	3	2	4	1	5	0	1	16	11.9%

出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料(自殺日・居住地)

(3) 自殺者数の主な原因(危機経路)

自殺総合対策推進センターが分析・作成した地域自殺実態プロファイルによる柳川市の自殺上位の特徴です。これにより柳川市に推奨される対策は「高齢者対策」「生活困窮者対策」「勤務・経営対策」の3つが重点施策として示されています。

●柳川市の自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 (H25～H29計)	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位 男性・60歳以上・ 無職者・同居	14人	22.20%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+ 身体疾患→自殺
2位 男性・40～59歳・ 有職者・同居	7人	11.10%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+ 仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位 女性・60歳以上・ 無職者・同居	7人	11.10%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位 男性・40～59歳・ 無職者・同居	6人	9.50%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状 態→自殺
5位 男性・60歳以上・ 無職者・独居	5人	7.90%	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来 生活への悲観→自殺

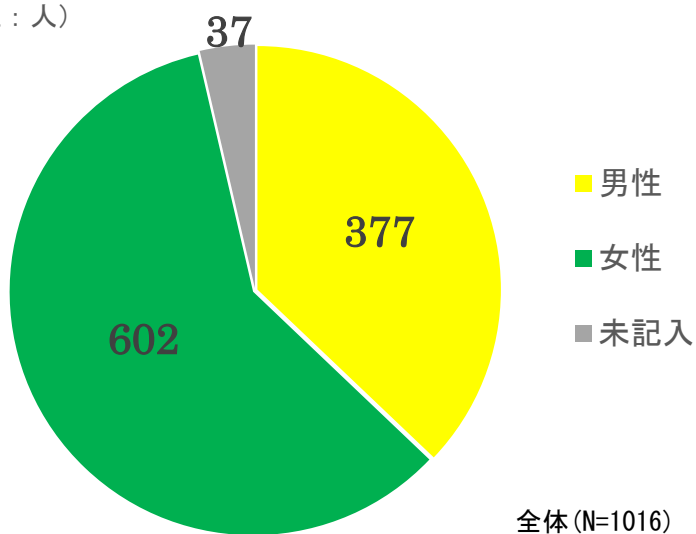
出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル(自殺日・居住地)

(4) こころの健康に関する住民意識調査結果

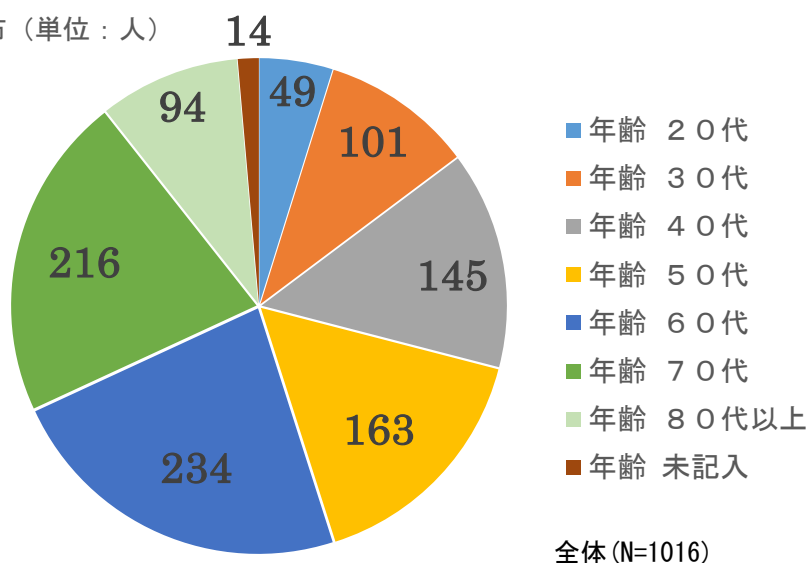
平成30年9月13日～10月5日にかけて、住民アンケート「こころの健康に関する住民意識調査」を実施しました。柳川市民のこころの健康に関する意識と実態を把握し、柳川市施策の基礎資料とするため、無作為に抽出した20歳以上の市民3,000人を対象としました。

調査票の回収人数は1,016人で回収率は33.9%でした。

回答者の性別（単位：人）



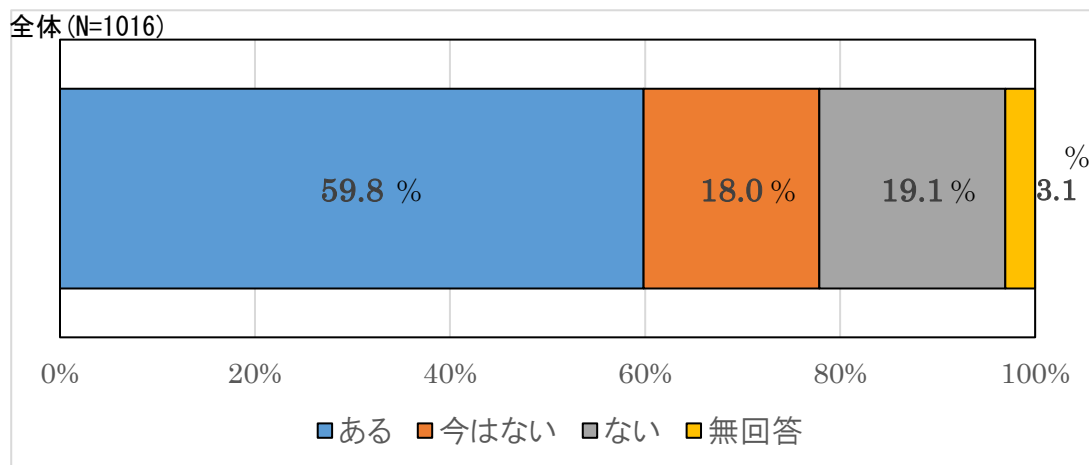
回答者の年齢の分布（単位：人）





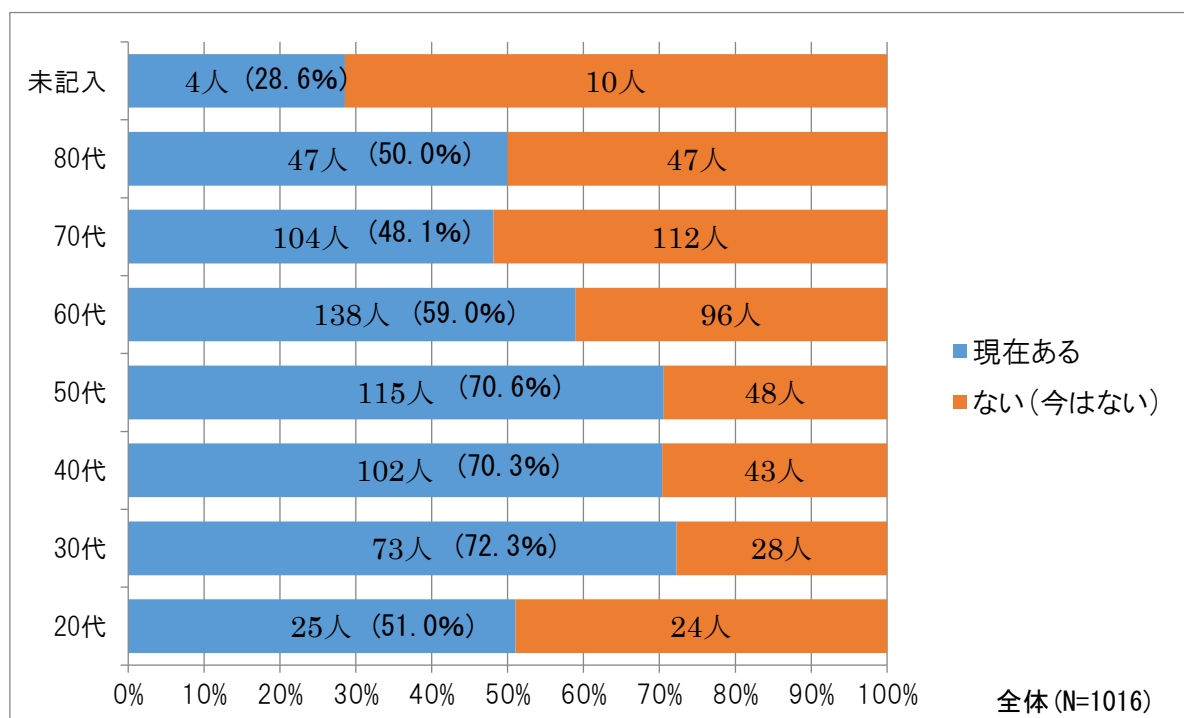
悩みや苦勞、ストレス、不満について

日頃、何らかのストレス等について、「現在ある」の人が59.8%、「今はない」が18.0%、「ない」が19.1%でした。



現在ストレス等を抱えてる人（年代別）

年代別で割合が一番多いのは30歳代、次いで50歳代、40歳代となっています。

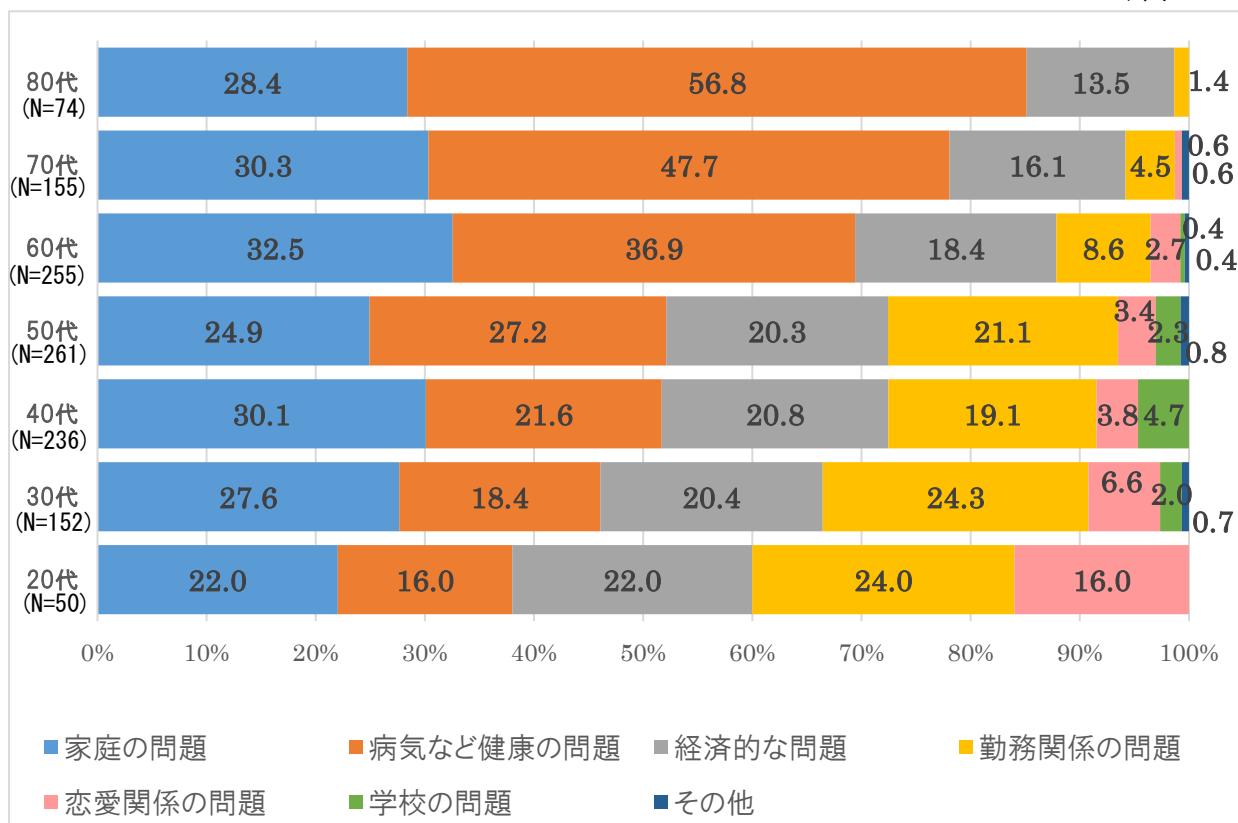


## 第2章 自殺の現状と課題

### ストレス等の年代別と要因別

ストレス等が「現在ある」の人で年代別・要因別にしたものです。

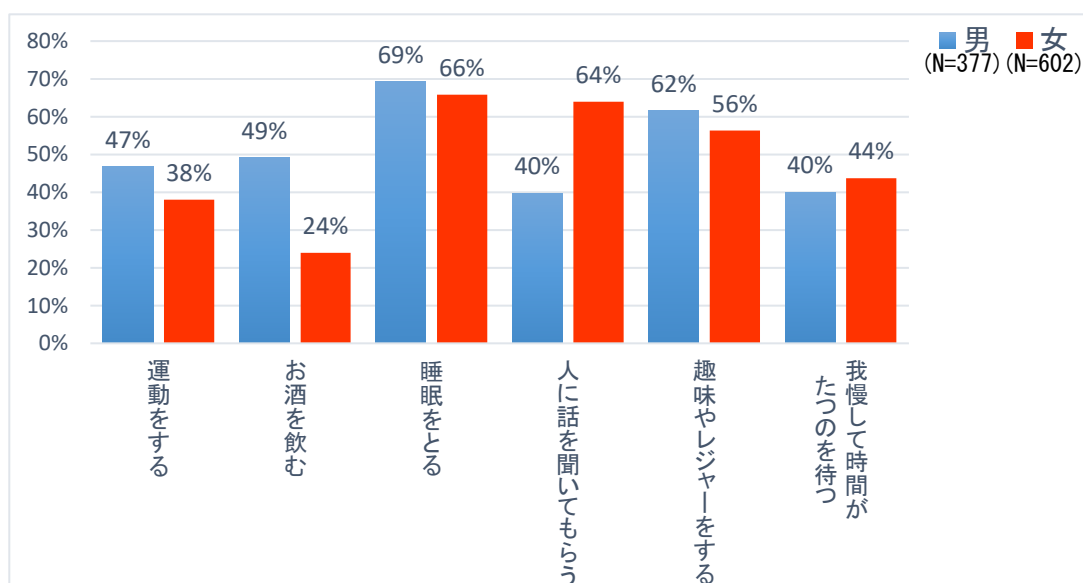
(単位：%)



### 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレス解消法

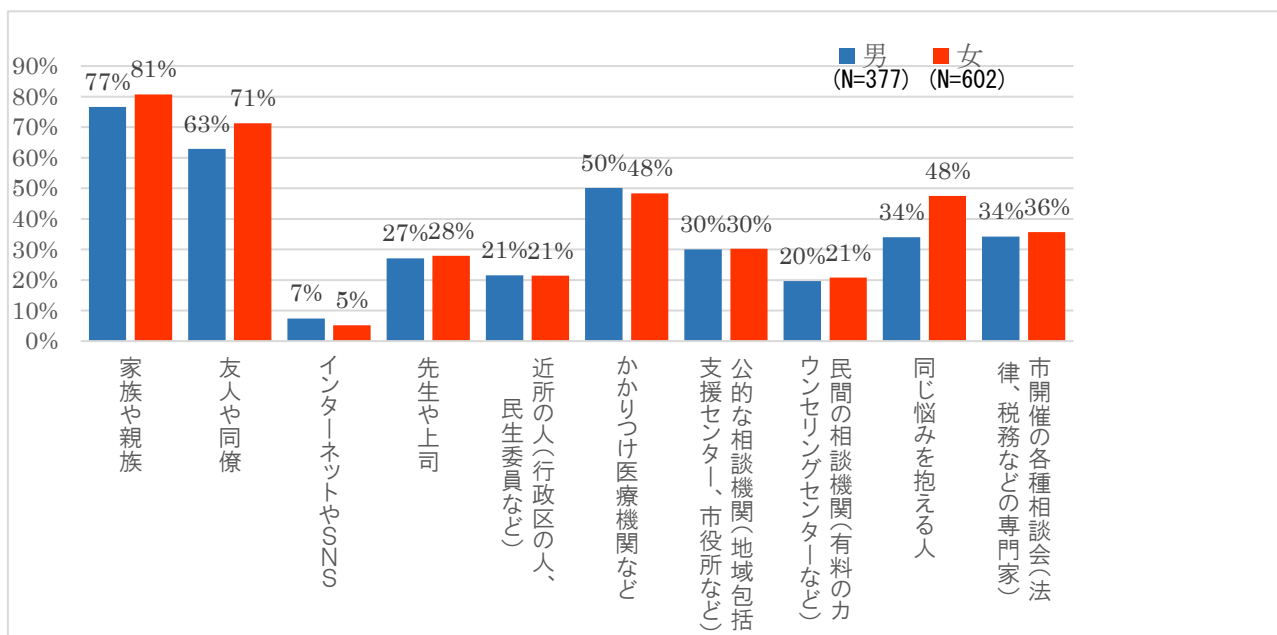
男性のストレス解消法は、①睡眠をとる、②趣味やレジャーをする、③お酒を飲むとなっています。

女性は、①睡眠をとる、②人に話を聞いてもらう、③趣味やレジャーをするとなっています。



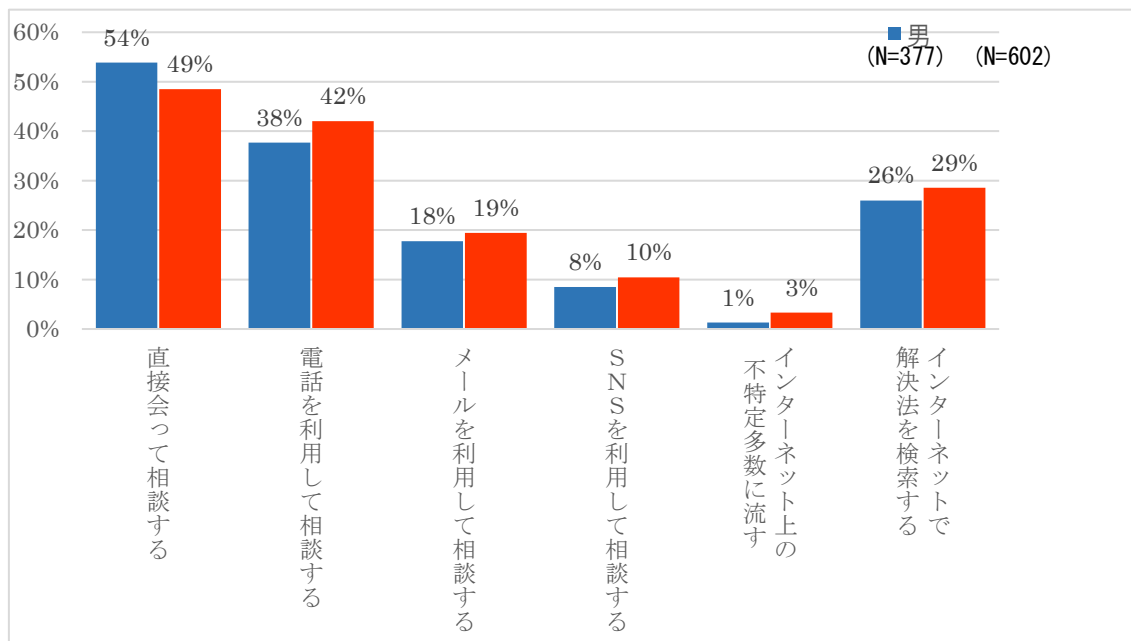
悩みなどの相談相手

相談する相手として、「家族や親族」が多く、次に「友人や同僚」、「かかりつけの医療機関」が上位となっています。



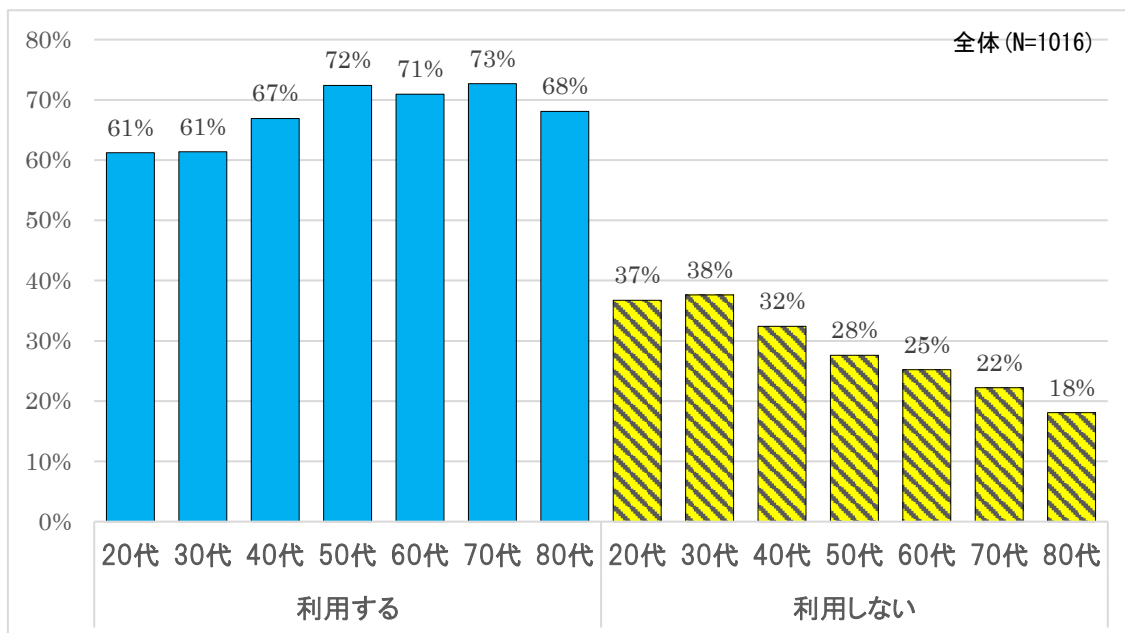
悩みなどの相談手法

相談手法として、「直接会って相談する」が多く、次に「電話を利用して相談する」となっています。他には「インターネットで解決法を検索する」と回答された人が約3割となっています。



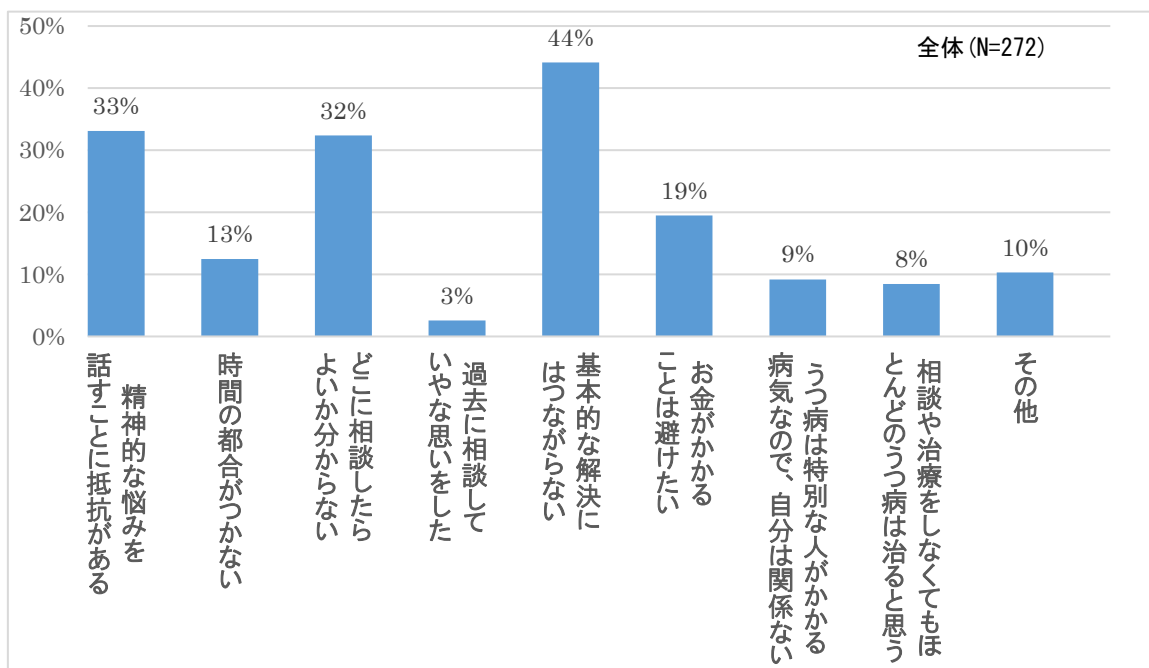
「うつサイン」に気づいたときの専門窓口の利用

医療機関や福祉事務所・保健所などの相談窓口を「利用する」と回答された人は全体で69%、「利用しない」27%、「無回答」4%でした。各年代別では以下のとおりです。



相談窓口を「利用しない」理由

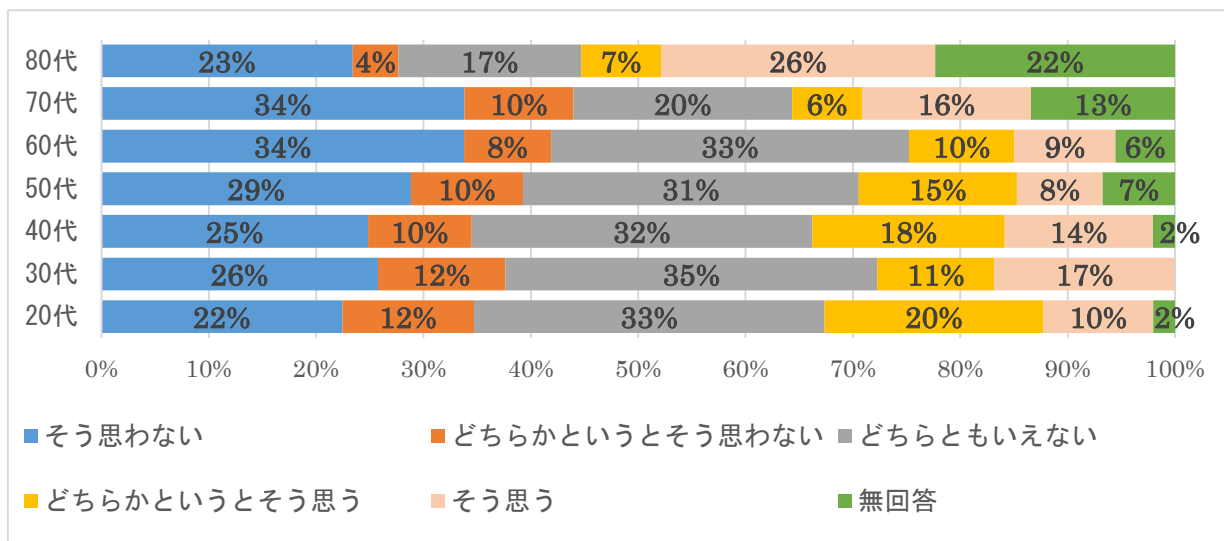
相談窓口を「利用しない」と回答された人272人の理由です。「基本的解決にはつながらない」44%、「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」33%、「どこに相談したらよいかわからない」32%が主な理由です。



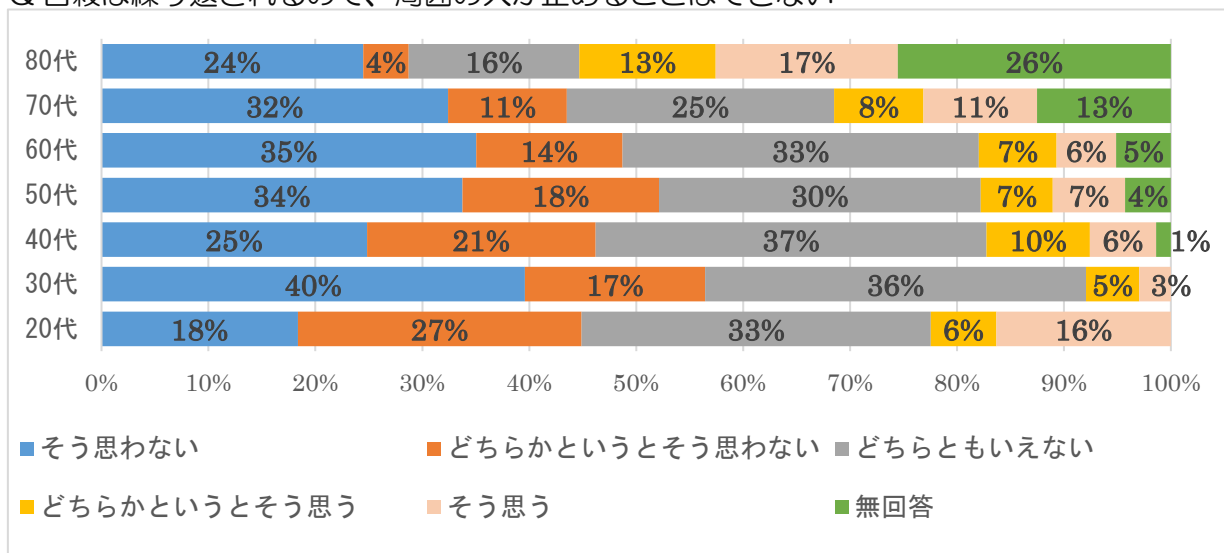
自殺についての考え

●20代N=49、30代N=101、40代N=145、50代N=163、60代N=234、70代N=216、80代N=94

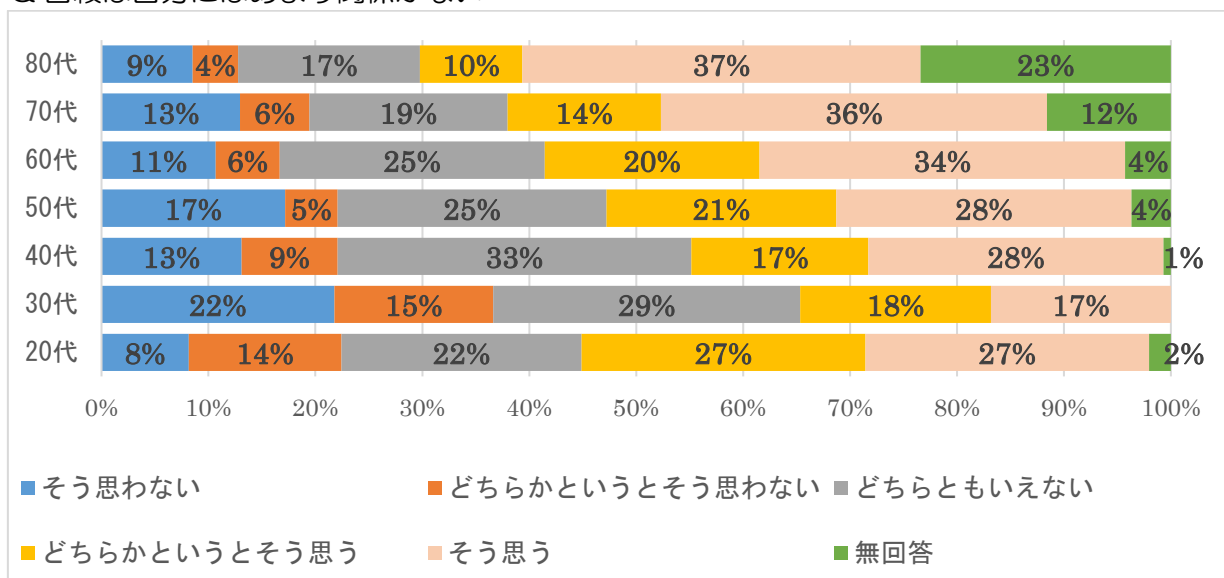
Q 生死は最終的に本人の判断に任せるべき



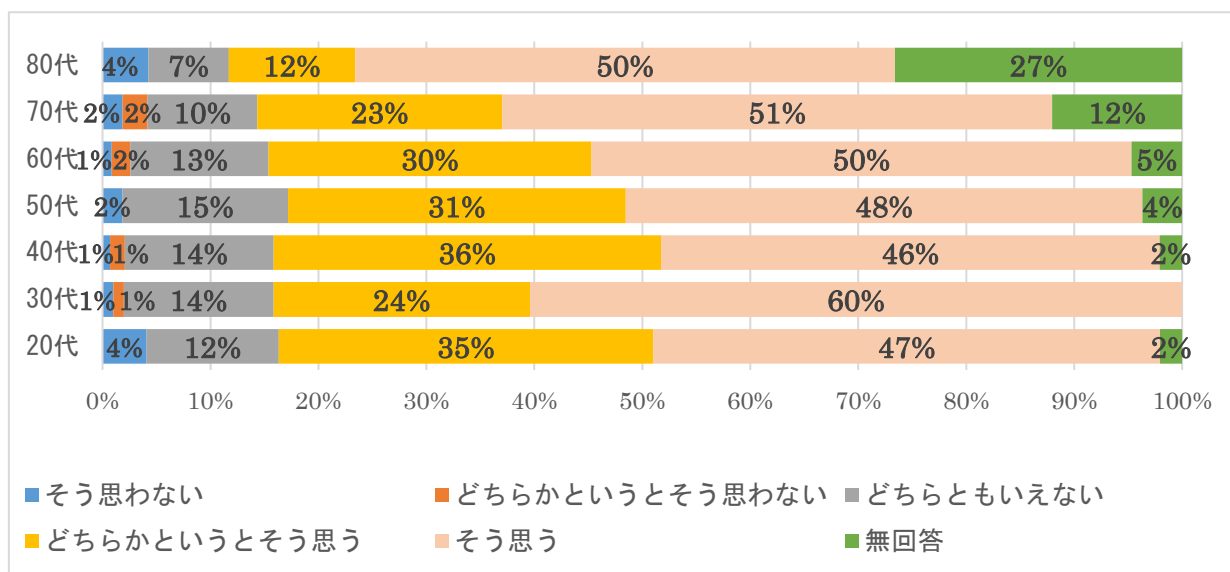
Q 自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない



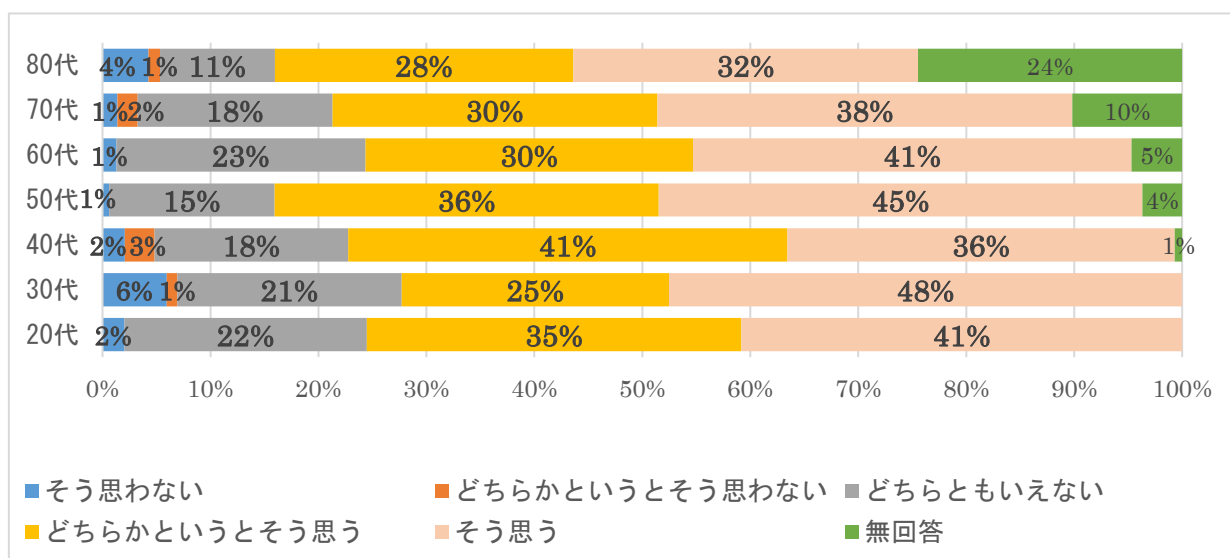
Q 自殺は自分にはあまり関係がない



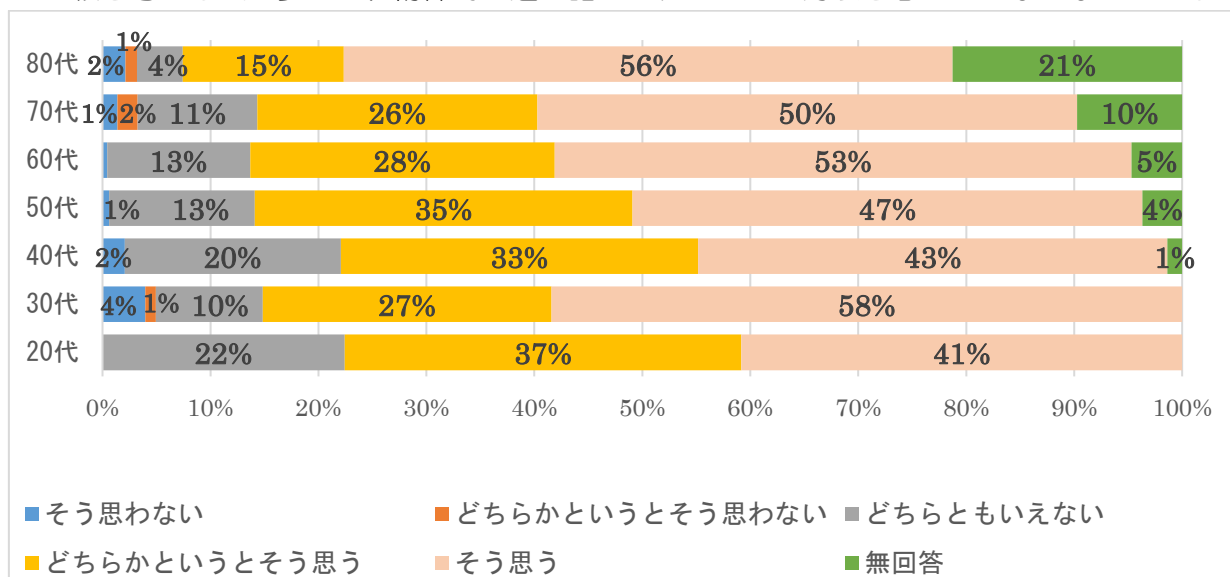
Q 防ぐことができる自殺も多い



Q 自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している



Q 自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められてほかの方法を思い浮かなくなっている

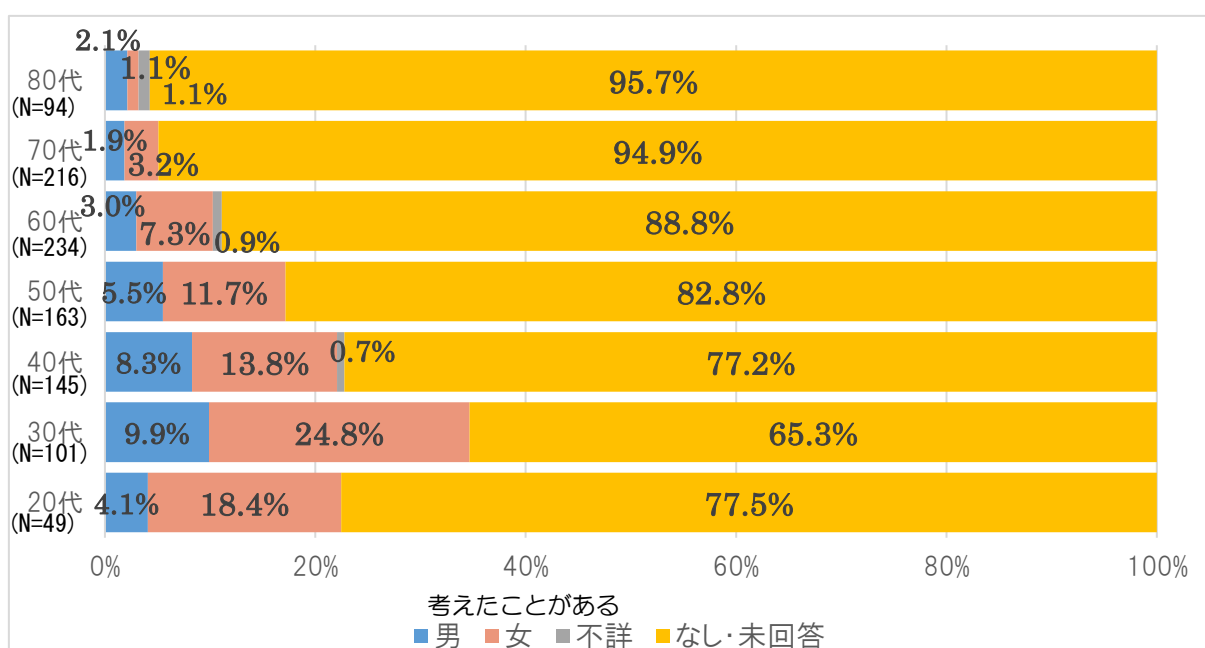


## 第2章 自殺の現状と課題

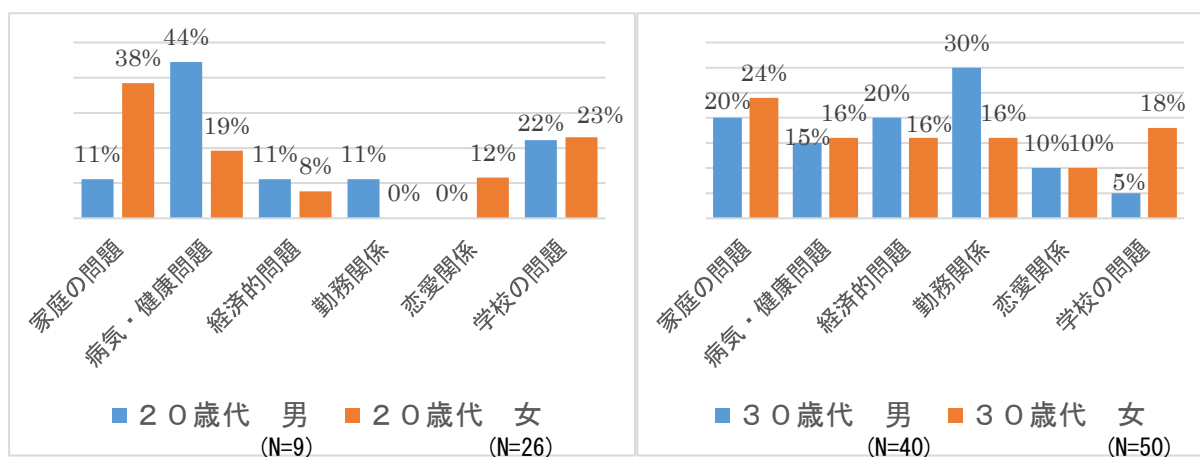
### これまで本気で自殺をしたいと考えたことがありますか

有効回答数 1,002 人のうち 14.8%にあたる 148 人の人が「自殺を本気で考えたことがある」と回答されています。年代ごと、男女ごと割合でみると 30 代女性が一番多くなっています。

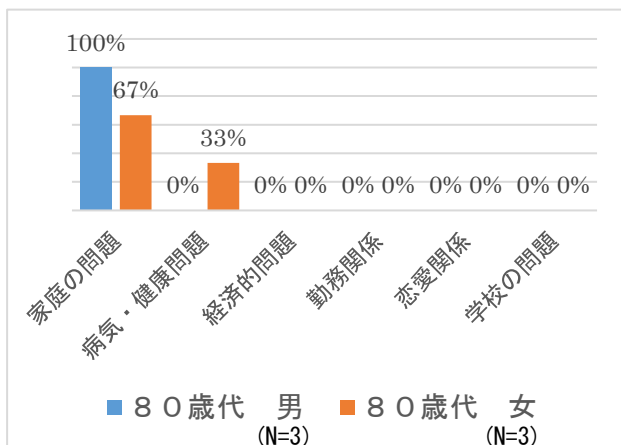
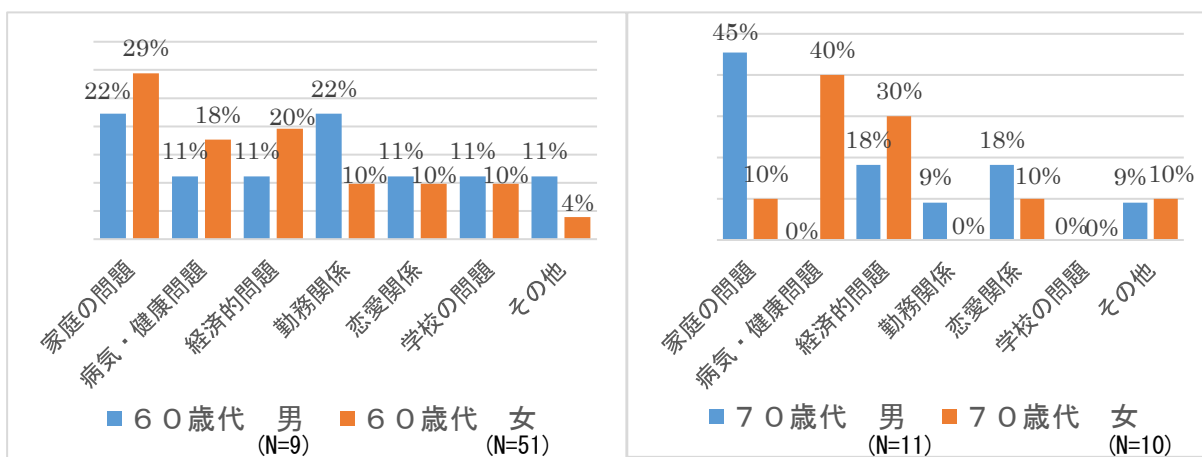
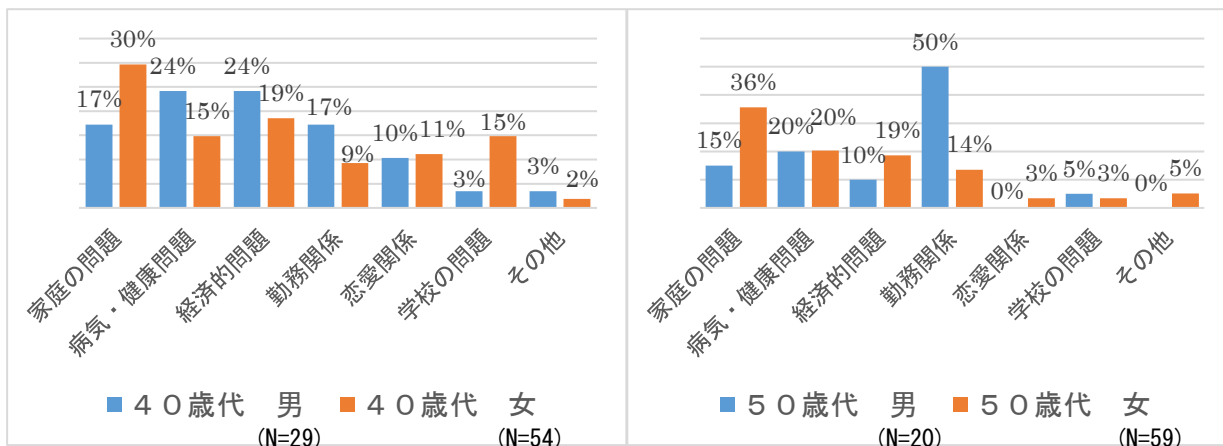
考えたことがある	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
男	2人	10人	12人	9人	7人	4人	2人	46人
女	9人	25人	20人	19人	17人	7人	1人	98人
不詳(未記入)	-	-	1人	-	2人	-	1人	4人
合計	11人	35人	33人	28人	26人	11人	4人	148人



### 本気で自殺を考えた原因 (年齢・男女別)



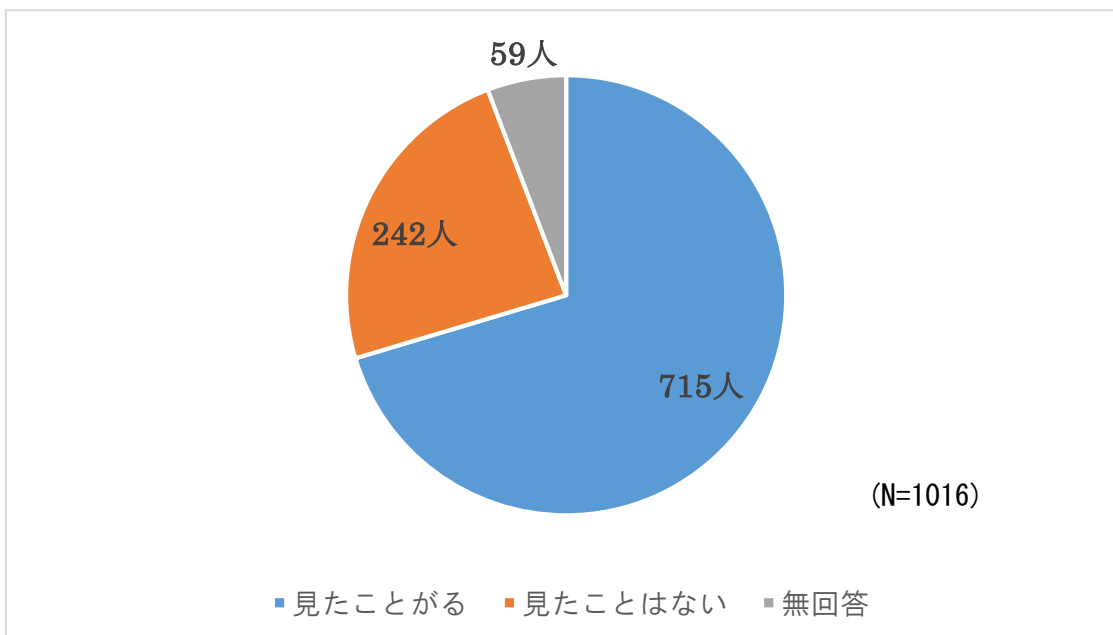
第2章 自殺の現状と課題





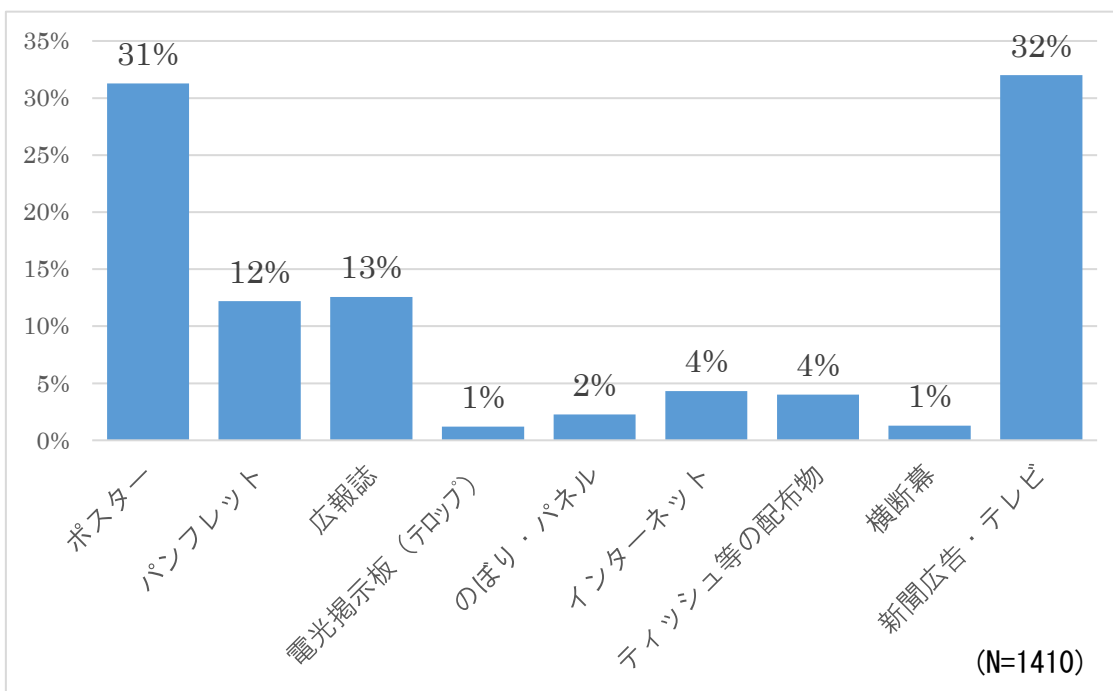
自殺対策に関する啓発物について

自殺対策に関する啓発物を見たことがない人が242人（全体の23.8%）いることがわかります。



見たことがある自殺対策に関する啓発物

「新聞広告・テレビ」「ポスター」が多く、次いで「広報誌」「パンフレット」の順となっています。



(5) 現状と課題

アンケート調査の結果から柳川市の自殺対策の課題について整理すると次のとおりです。

自殺対策の啓発について

アンケート調査の結果からは、本気で自殺をしたいと考えたことがある人が一定数いる一方で、「最終的に本人の判断に任せるべき」「自分とは関係ない」など、自殺に対し無関心な意識を持った人がいることもわかります。

また、自殺対策に関する啓発物を見たことがない人が23.8%いることがわかりました。一人で悩んだりストレスを抱え込むことがないように、今後も自殺対策に関する普及・啓発を進めていくことが重要です。「見たこと・聞いたことがない人0%」を目指し取り組んでいくことが求められます。

自殺対策に向けた支援体制について

アンケート調査の結果から、現在、家庭の問題や、病気など健康の問題など、複数の悩みを抱えている人がいることがわかります。柳川市ではこれまでも、心身の健康の維持、増進に関する取組や生活困窮者等への相談、支援などを行ってきましたが、今後は総合的な相談・支援体制の整備や、社会からの孤立を防ぐための居場所の提供やネットワークづくり、就労支援の取組などの個別の対応を強化していくとともに、複数の悩みがある相談者に対して適切に対応できるよう、支援機関による連携を強化し、生きるための阻害要因を減らしていくことが求められます。同時に、人のつながりの創出や健康づくり、生きがいづくりなどの取組を強化することで生きることの促進要因の増加を図り、生きるための包括的な支援を行っていく必要があります。

ゲートキーパーの育成について

アンケート調査の結果から、自殺は防ぐことができるものも多いこと、自殺をしようとする人の多くは何らかのサインを発していることについて、多くの人が認識していることがわかります。自殺の実態や現状について市民一人ひとりに周知し、気づき、寄り添い、支え合う体制づくりを進める必要があります。

身近にいる人が早期に自殺のサインに気づき適切な対応ができるように、一人でも多くの市民にゲートキーパーとなってもらうために、幅広く養成を行っていく必要があります。

「ゲートキーパー」…自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

地域のネットワーク強化について

アンケート調査の結果から、多くの人々が様々なストレス、悩みをかかえていること、自殺を考える人は様々な問題を抱えていることが分かっています。また、統計データの自殺の原因・動機では健康問題が多いものの、そこに至るまでに様々な要因があることも考えられます。こうした自殺につながりかねない様々な要因に対応していくためには、地域の人材や資源を活用し、地域ぐるみで対応していくことが重要となります。このため、柳川市でも全庁的な取り組みや、関係機関との連携体制を強化して自殺対策の取組を進めていく必要があります。

## 第3章

### 自殺対策の基本的な考え方

## 1 基本理念

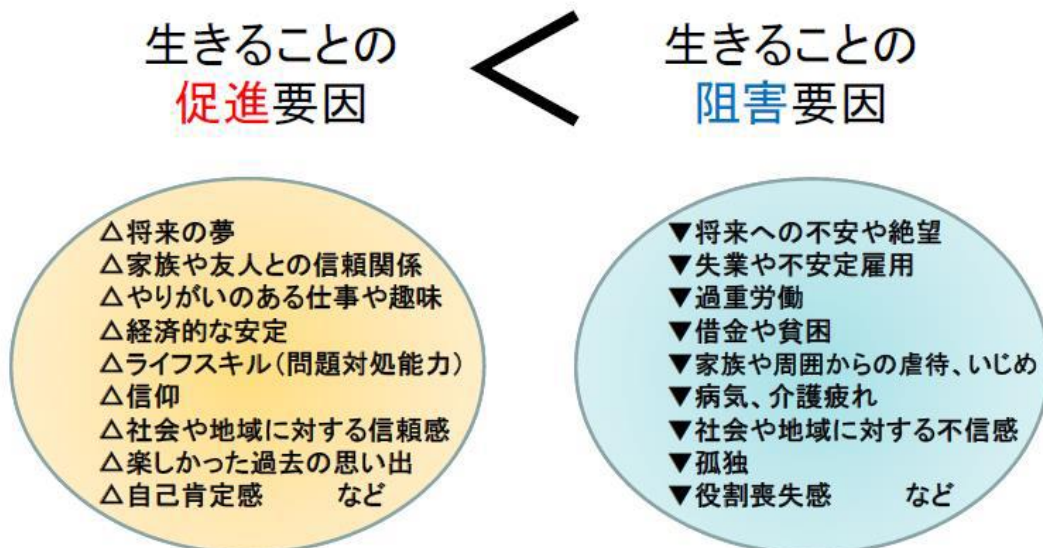
自殺の多くは、追い込まれた末の死であるといわれています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺対策は「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす双方の取組を通じて「生きることの包括的支援」として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開していきます。

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとされています。

柳川市においても「誰も自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して」を基本理念として、全庁的に、また関連機関との連携を図りながら市民の皆さまとともに自殺対策を推進していきます。

### 自殺のリスクが高まるとき



出典：NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク

## 2 基本方針

柳川市では自殺総合対策大綱の考え方に沿って、次の5つを基本方針とします。

- (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 自殺対策の実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

### (1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにお

いて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

#### (4) 自殺対策の実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

#### (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

「誰も自殺に追い込まれることのない柳川市」の実現を目指し、市民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

### **3 基本認識**

柳川市では自殺総合対策大綱に沿って、次の3つを基本認識とします。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- (2) 年間自殺者は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。
- (3) 地域レベルの実践的な取組をPDCA\*サイクルを通じて推進する。

※PDCAとは「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」

## 第4章

# いのち支える自殺対策における取組

## 1 施策の体系

柳川市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」と、柳川市の自殺の実態分析から優先的な課題とする3つの「重点施策」で構成されています。

5つの「基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

3つの「重点施策」は、柳川市における自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題と、自殺のハイリスク層である高齢者に焦点を絞った取組です。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

このように施策の体系を定めることで、柳川市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、巻末資料に柳川市の事業や取組を、自殺総合対策大綱の重点施策に基づき分類し、「生きる支援関連事業」として掲載しています。

## 2 基本施策

### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

柳川市の自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等と自殺対策との連携を強化していきます。

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策地域ネットワーク会議の開催（福祉課）

関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、柳川市における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、民生委員児童委員や医療機関、警察、社会福祉協議会、職業安定所ほかで構成する、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議を開催します。

#### (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

①障害者自立支援協議会の開催（福祉課）



柳川市に居住している障がいのある人が安心して暮らせるよう障害者自立支援協議会の開催に取り組みます。

②生活困窮者支援調整会議の開催（生活支援課）

生活困窮者に対する各種事業との連動を図り、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、生きる上での困難感や課題を抱える市民に対し、関係機関が連携して支援を提供するための会議を開催します。

③要保護児童対策地域協議会の開催（子育て支援課）

幼稚園・保育所・小学校・中学校、教育委員会及び関係機関との密接な連携により課題を抱える家庭の支援のため、要保護児童対策地域協議会の開催・組織強化を図ります。

(3) 庁内におけるネットワークの強化

自殺対策庁内連絡会議の開催（福祉課）

副市長及び教育長を中心に、市役所内の各分野の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、全ての部長相当職を構成員とする自殺対策庁内連絡会議を開催します。

## 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、柳川市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。市民や様々な分野の専門家、関係者に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

(1) 様々な職種を対象とした研修の実施

①市職員向けゲートキーパー養成講座の開催（福祉課ほか）

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働等の様々な分野において課題を抱え、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へとつなぎ、見守る役割を担います。

自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を育成するために、スキルアップ研修や新規採用職員研修、職員接遇研修等、市職員を対象とした各種研修の機会を活用し、自殺対策に関する研修を行います。

②専門職向けゲートキーパー養成講座の受講推奨（福祉課ほか）

保健、医療、介護、福祉、経済、労働等、様々な分野において相談・支援

等を行う専門職従事者に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

③介護事業従事者に対する研修の推奨・実施（福祉課ほか）

介護認定調査員に自殺対策の視点を身に付けてもらえるよう、研修会（年1回開催）の場において地域の高齢者の自殺実態や、高齢者が抱え込みがちな自殺のリスク等について説明を行います。また、介護支援専門員や介護事業従事者等に対しても、市の行うゲートキーパー養成講座の受講を推奨することで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を進めます。

（2）市民に対する研修の実施

市民向けのゲートキーパー養成講座の開催（福祉課ほか）

ゲートキーパーを養成するための講座を市民向けに開催し、地域における対策の支え手を育成することで、市民に対する見守り体制の強化を図ります。また、日常的に地域住民に対する見守り活動等に尽力している民生委員児童委員、食生活改善推進委員（ヘルスメイト）、児童生徒の通学時の安全確保に向けて見守りを行うボランティア、認知症サポーター、高齢者大学に参加する高齢者等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、地域において対策の支え手となる人材の育成を進めます。

### 基本施策3 住民への啓発と周知

行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

（1）リーフレット等啓発グッズの作成と周知

①相談先情報を掲載したリーフレットの配布（福祉課ほか）

納税や保険料の支払い、介護や子育て、葬祭費等の各種手続きや、相談のために窓口を訪れた市民のほか、様々なイベントの開催時に、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。

②自殺対策月間キャンペーンの実施（福祉課）

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、庁舎にリーフレット、ポスター等を掲示します。

③様々な施設を利用した啓発の推進（図書館ほか）

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、図書館において特設コーナーを設置しての関連資料等の展示やリーフレット等の配架、地域コミュニティセンター等においてリーフレット等の配架等を通じて、問題の啓発と相談先情報の周知を進めます。

(2) 市民向け講演会やイベント等の開催

①人権関連イベントにおける問題の啓発（人権・同和教育推進室ほか）

各種人権関連イベントにおいて、自殺と関連し得る虐待やいじめ、差別等のテーマを扱う際や、人権問題に関する市職員向け研修会の際に、自殺問題にも言及することで、自殺問題に対する問題理解の促進と啓発を図ります。

②各種講演会と連携した問題の啓発（福祉課ほか）

市が開催する様々な講演会やフォーラム等の中で、自殺の問題を取り上げることにより、市民に対する自殺問題の周知を進めます。

(3) メディア媒体を活用した啓発活動

①広報紙の活用（福祉課）

3月の自殺対策強化月間や9月の自殺対策推進月間に合わせて、市報を活用し自殺対策関連の特集記事や相談会の開催情報等を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。

②インターネットを通じた情報発信（福祉課）

自殺対策に関する正しい情報や知識を市民の間で普及させるため、柳川市のホームページ等を活用し、問題の啓発と情報の発信に努めます。

(4) 地域や家庭と連携した情報の発信

①区長会等を通じた情報発信（総務課）

区長会等において、地域の自殺の実態に関する情報を提供することで、市民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていく上での基盤強化を図ります。

②児童生徒の自殺に対する理解の促進（学校教育課、生涯学習課）

社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めるとともに、サインを受け止めるための学習機会の提供について検討します。

## 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、柳川市においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

### (1) 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

#### ①高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援（福祉課）

各種介護予防事業を通じて、高齢者の生活機能の向上を図ります。それらの活動を通じて高齢者とのつながりを構築しておくことにより、高齢者の異変に早期に気づき、必要な場合には支援へとつなげるための体制強化を図ります。

#### ②高齢者の生きがいがづくり活動への支援（福祉課）

高齢者の生きがいがづくりや閉じこもりの防止、介護予防等を目的とした通所型の各種サービス事業を行います。

### (2) 自殺未遂者への支援

#### ①警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行います。（福祉課ほか）

②自傷行為の見られた市民については主治医に自殺念慮の有無等を確認し、支援につなげられるよう配慮します。（消防署）

#### ③自殺未遂者及びその家族への相談支援（福祉課）

自殺未遂者等の自殺のハイリスク者及びその家族等からの相談を受け付け、相談者のおかれている状況や抱えている問題を把握し、必要な支援の提供、もしくは相談窓口の紹介等を行います。

### (3) 遺された人への支援

①死亡届時に配布する「ご遺族の方へ」にこころの相談窓口情報を追加掲載します。（市民課）

#### ②各種支援情報の提供（福祉課）

各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報を柳川市のホームページや市報に掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。

### (4) 支援者への支援

①認知症患者とその支援者に対する支援の提供（福祉課）

認知症の当事者やその支援者（家族含む）等、認知症に関心のある市民が気軽に集まり交流できる場を設けることで、認知症の当事者及びその支援者の、課題の解決や悩みの解消を図ります。

②介護予防教室の開催（福祉課）

本人や介護者に対しさまざまな介護教室を開き、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等について正しい知識と技術を身につけてもらい、介護の負担軽減を図ります。

③障がい者とその家族に対する各種支援の提供（福祉課）

障がい者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、障がい者団体の活動を支援します。また、障がい者の居場所の構築や社会参加ができる環境整備を行います。

④市職員への支援（人事秘書課）

自殺対策計画を全庁的に推進するためには、職員自身が心身ともに健康であることが重要です。健康相談の機会の提供や、健診結果に基づく各種指導の実施を通じて、市職員の心身面における健康の維持増進を図ります。

⑤職員相談会の実施（総務課）

市民からの様々な相談により精神的な負担を負う職員は少なくありません。悩みを抱える職員へのフォローやケアの充実に向けた職員相談会を実施していきます。

## 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

全国的に自殺死亡率は低下傾向にあるものの、20歳未満は概ね横ばいで推移しています。現代を生きる児童・生徒は、学校や家庭、地域において悩みやストレスを抱えおり、それぞれの置かれている状況に沿った支援をしていくことが必要です。

そこで、児童・生徒自身での気づきを促し、様々な困難やストレスへの対処法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進し、相談しやすい体制づくりを図ります。

### （1）SOSの出し方に関する教育の実施に向けた体制の整備

①今後も各学校に対して、児童生徒を守るためのコミュニケーション・信頼

関係の構築と、関係機関との連携強化を図ります。(学校教育課)

②児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など、国の動向等を踏まえ取組を検討します。(学校教育課)

### 3 重点施策

柳川市では平成25年から平成29年の5年間に、自殺によって63人(男性45人、女性18人)が亡くなっており、そのうち30人(男性21人、女性9人)が60歳以上の高齢者になります。また自殺者数の内訳を原因・動機別に見ると、18人が「勤務・経営」を理由に亡くなっています。自殺総合対策推進センターの作成した「柳川市自殺実態プロファイル」においても、「生活困窮」「高齢者」「勤務・経営」に関わる自殺に対する取組が喫緊の課題とされており、これらを柳川市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて全庁一体的に対策を推進していきます。

#### 重点施策1 生活困窮者への対策

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

柳川市では、福祉事務所と保健所等による多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにもかかわらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取り組みます。

具体的には、次の3つの取組を生活困窮者向けの重点施策として展開します。

- (1) 相談支援、人材育成の推進
- (2) 支援につながっていない人に支援へつなぐための取組の推進
- (3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

##### (1) 相談支援、人材育成の推進

保健・福祉・医療・労働・教育・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりと情報共有、総合相談会の定期的開催、自殺対策の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮を持つ自殺ハイリ

スク者に対する相談支援と、そのために必要となる人材育成を行います。

生活困窮を含む生きる支援としての包括的な自殺対策を推進するため、相談機関の職員に対して、継続的かつ段階的なゲートキーパー研修を開催します。

①生活苦に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

ア. 自立相談や家計相談、就労支援、子どもに対する学習支援、住宅確保資金の給付等の、各種自立支援事業の実施に加えて、他課との情報共有や連携強化に向けたツールを導入することで、当人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援の提供を推進します。(福祉課ほか)

イ. 全国的な調査において、ひとり親世帯の貧困率は5割を超えていることを踏まえ、医療費の助成や児童扶養手当の支給、就職に有利な資格の習得に向けた自立支援教育訓練給付金の支給等、ひとり親家庭に対する経済面での各種支援の提供を通じて生活の立て直しを図るほか、支給対象者へのリーフレット配布を通じて、相談先情報の周知を進めます。また、支援対象家庭のうち自殺のリスクが高いと思われる保護者や、虐待の可能性が疑われる児童等については、関係者同士が緊密に連携し、早期に支援へとつなげられる体制づくりを進めます。(福祉課、生活支援課、子育て支援課)

ウ. 学校給食費を滞納している家庭の保護者に対し、滞納金の催告・相談を行う際に、あわせてリーフレット等を配布することにより、相談先情報の周知に努めます。(学校教育課)

(2) 支援につながっていない人に支援へつなぐための取組の推進

生活困窮に陥っている人の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。それを踏まえて、支援を必要としている人へのアウトリーチを強化します。あわせて、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組を推進します。

①税金・保険料・保育料・貸付金等の滞納者に対する支援へのつなぎを強化します。

ア. 税金・保険料・水道料・保育料・貸付金等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員に対する共通の研修を行います。また、相談対応の際にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ります。(税務課ほか)

イ. 公営住宅への入居希望者のうち、生活上の問題を抱えていると思われる入居希望者がいた場合には、担当の窓口を紹介する等の対応を今後も

進めることにより、生活状況が悪化する前の段階から支援へとつなげられる体制づくりを進めます。(建設課)

②多重債務者に対する支援へのつなぎを強化します。

多重債務を抱えている人の中には、病気や事業不振、離婚など深刻な問題を複数抱えた自殺のハイリスク者が少なくありません。多重債務相談の相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、多重債務相談と自殺対策関連の相談会を連動させることなどを通して、多重債務者に対する支援を強化します。(商工・ブランド振興課)

③問題が深刻化する前に支援へとつなげるための取組

対象者との様々な接点の構築・活用を通じて、問題が深刻化する前に支援へとつなげるための方策を展開します。

ア. 日頃から住民と接し地域の状況を知っている民生委員児童委員を対象とした研修の中に、自殺対策の内容を入れ込むことにより自殺のリスクを抱えた住民の早期発見と対応の推進を図ります。(福祉課)

イ. 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけ作り(相談先の紹介、引き継ぎ)を行います。(子育て支援課)

(3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

生活困窮状態にある者または生活困窮にいたる可能性のある者が、生活困窮状態を理由に、または生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあるため、生活困窮者自立支援窓口との連携を強化し情報の共有を図り、必要な関係機関に繋げていきます。(福祉課、生活支援課ほか)

## 重点施策2 高齢者への対策

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう問題のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、柳川市は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的



に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

具体的には、次の4つの取組を高齢者向けの重点施策として展開します。

- (1) 包括的な支援のための連携の推進
- (2) 地域における高齢者に対する支援
- (3) 高齢者の健康不安に対する支援
- (4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

#### (1) 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援を目指します。

##### ①地域ケア会議の機能強化

高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制に取り組みます。（福祉課）

##### ②在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護・福祉関係者等に自殺に関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。（福祉課）

#### (2) 地域における高齢者に対する支援

高齢者の周囲にいる一人ひとりが「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を活かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

①日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員児童委員や母子保健推進員、食生活改善推進員、消防職員、警察職員、商工会議所・商工会の会員等を対象にゲートキーパー養成講座を推奨します。（福祉課）

②高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレット等を配布します。（福祉課）

③家庭を訪ねる機会が多い事業者が、県や市と協定を結び、配達などの日常業務の中でひとり暮らしの高齢者などの異変に気付いたときに市に通報する「見守りネットふくおか」の協力事業者に対して、リーフレット等を配布

し自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見に繋がります。(福祉課)

④配食サービス訪問時に利用者の安否確認だけでなく、細かな異変等に気付いたときに市に通報してもらい、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。(福祉課)

⑤緊急通報システムを利用している一人暮らしの高齢者等の安否確認等を通じて、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。(福祉課)

⑥地域包括支援センターで社会福祉士や保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。(福祉課)

### (3) 高齢者の健康不安に対する支援

多くの高齢者にとっては、日常生活の中で病気や介護が必要な状態になることに不安を感じられており、これらの不安要因を軽減し安心な暮らしを営むため、保健事業などを通じた健康状態の確認や相談支援を充実します。

①市の健康相談窓口を含めた各種相談窓口の周知徹底を図ります。(福祉課)

②保健指導や健康相談などの保健事業を通して、住民の生活状況の把握を行い、問題を抱えている場合は必要な支援へつなぎます。(健康づくり課)

### (4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

各種イベントやセミナーの開催、市民が自由に集える場の提供等、地域につながりを持てる機会を増やすことで、高齢者が自らの生きがいと役割を見出せる地域づくりを進めます。

①各種介護予防事業を通して、参加者同士の交流等、高齢者の生活機能の向上に向けた各種活動を実施し、支援者や他の高齢者と交流できる機会を高齢者に提供することで、地域で元気に日常生活を送れるよう支援します。(福祉課)

②各種講座や教室等への参加を促し、そこでの他の受講生との交流等を通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげます。(福祉課)

③認知症の人やその家族、専門家、認知症に関心のある人たちが、交流や情報交換のために気軽に参加できる認知症カフェの増設を図ります。(福祉課)

### 重点施策3 勤務・経営対策

勤務問題による自殺の背景には、仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ等がある中で、その一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るようにする「働き方改革」が国を挙げて推進されています。単に職域や各事業所での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割も重要であるため、関係機関等と協働して勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。

具体的には、次の2つの取組を勤務・経営対策向けの重点施策として展開します。

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2) 過労自殺を含む過労死等の防止

#### (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- ①市内事業所に対し、従業員のメンタルヘルス対策の取組徹底を図ります。(商工・ブランド振興課)
- ②労働問題に関する様々な悩みに対応する相談窓口（労働局、県労働相談センター、法テラス等）の紹介を広報等で周知します。(商工・ブランド振興課)
- ③支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット等のICT（情報通信技術）を活用した対策を強化します。(福祉課)
- ④経営危機に直面した中小企業や自営業者に対し、相談事業の実施と周知を図り、再生を支援します。(商工・ブランド振興課)

#### (2) 過労自殺を含む過労死等の防止

- ①労働問題に関する様々な悩みに対応する相談窓口（労働局、県労働相談センター、法テラス等）の紹介を広報等で周知します。(商工・ブランド振興課)【再掲】
- ②広報紙等を活用した、うつ状態や睡眠障害等に係る啓発活動を行い、こころの健康リスクの早期発見を進めます。(健康づくり課)
- ③市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るなど、働きやすい職場づくりを推進します。(商工・ブランド振興課)

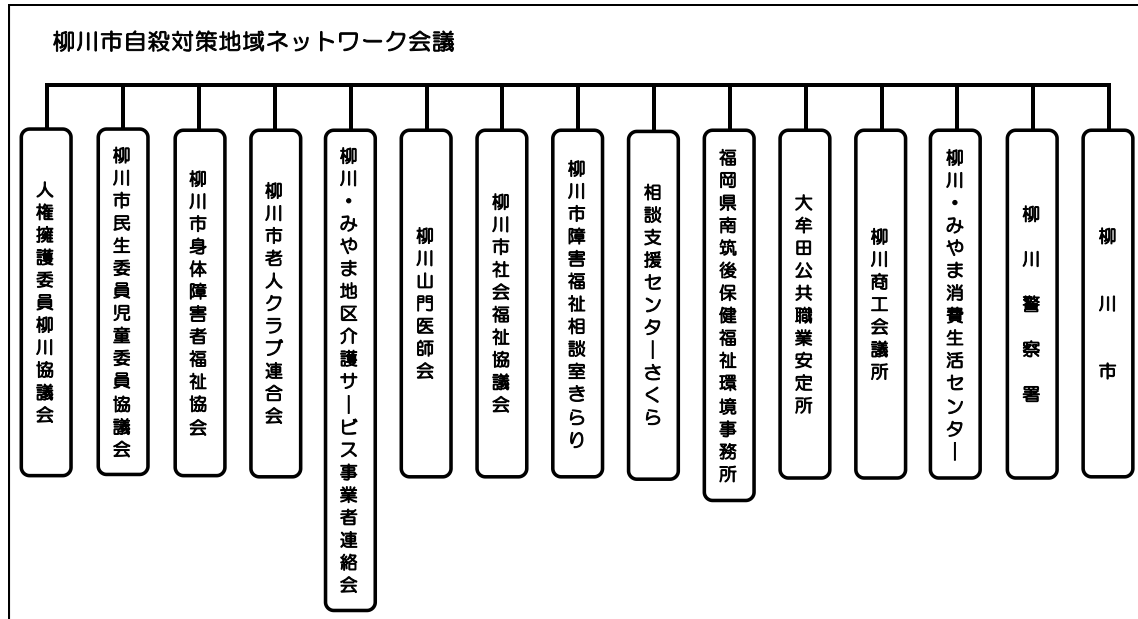
## 第5章

# 自殺対策の推進体制

## 1 自殺対策の推進体制

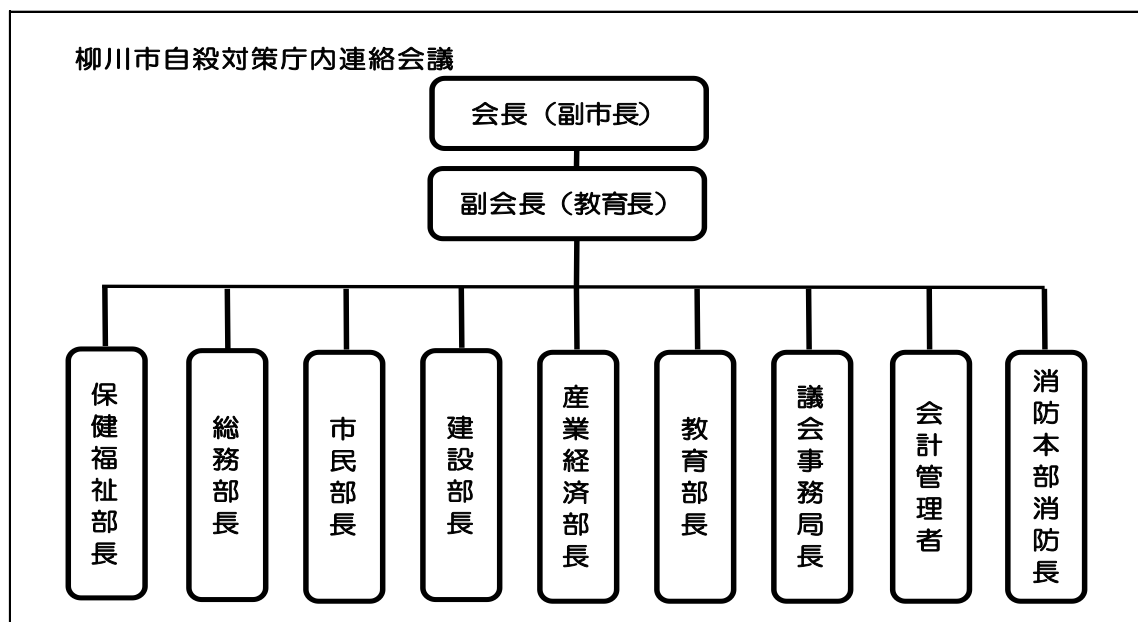
### (1) 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議

関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、柳川市における自殺対策を総合的に推進し自殺防止を図るため、庁内外の関係機関や民間団体等と緊密な連携を図るため、庁内外の関係機関等を構成員としています。自殺対策の総合的な推進と自殺対策計画の策定・進捗管理、啓発・広報などを行います。



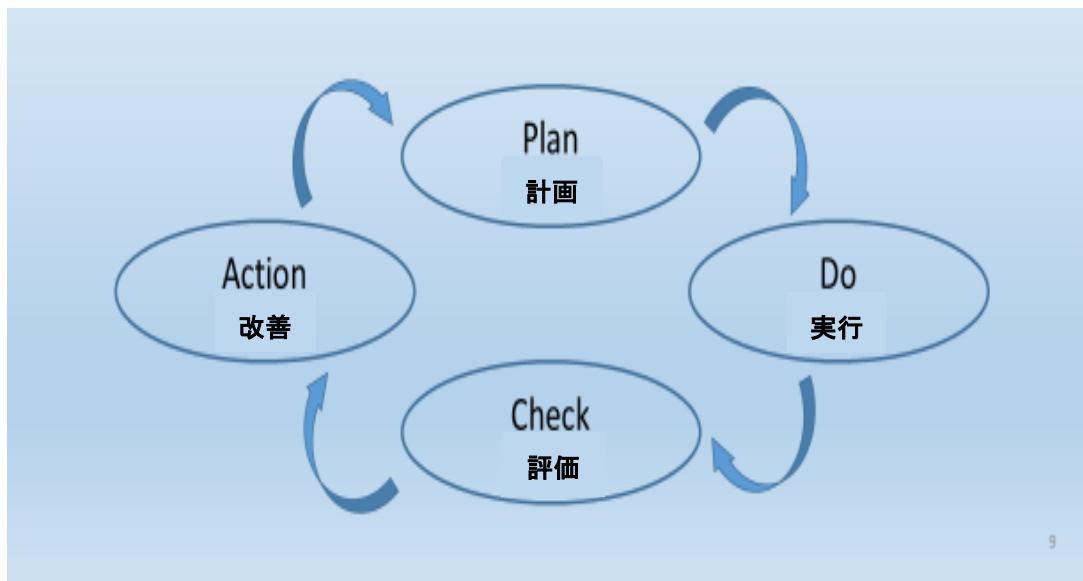
### (2) 柳川市自殺対策庁内連絡会議

副市長が会長、教育長が副会長を務め、自殺対策を総合的かつ円滑に推進する機関です。すべての部局の長により構成されています。連絡会議では、自殺対策計画の策定、自殺対策の推進評価と必要な調整を行います。



## 2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に展開するため、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議において、具体的な取組状況を把握し、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」の4段階によるPDCAサイクルを推進し、関係部署、関係機関等と連携しながら、本計画の推進を図っていきます。



《 資 料 編 》

- 1 柳川市生きる支援関連事業一覧
- 2 柳川市自殺対策庁内連絡会議設置要綱
- 3 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議設置要綱

# 資料 1 柳川市生きる支援関連事業一覧

※自殺総合対策大綱における重点施策に係る事業について記載

地域レベルの実践的な取り組みへの支援強化		
商店街を中心とする賑わいとコミュニティの活性化	「KATARO base32」や、「交流館なかしまワッセ！」に集う住民向けに相談先の情報を掲載したリーフレット等を入れ込み、住民に対する啓発の機会とする。	商工・ブランド振興課
市民一人ひとりの気づきと見守りを促す		
地域コミュニティを活かした周知	コミュニティ団体にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。研修の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図る。	総務課
区長会等を通じた情報発信	区長会等において、地域の自殺の実態に関する情報を提供することで、市民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていく上での基盤強化を図る。	総務課
防犯体制の充実	街頭啓発キャンペーンの際に、住民同士のコミュニティを高めていくよう、声かけ、チラシの配布を行い自殺の防止に努める。	総務課
防災に関する各種計画・マニュアルの策定	地域防災計画等においてメンタルヘルスの重要性や施策等について言及することで、災害発生時の被災者のメンタルヘルス対策を推進する。	総務課
コミュニティバスの運行	車内に相談窓口チラシを置くことで、一人ひとりの気づきを促し自殺リスクを減らす。	企画課
各種文化講座の開催	自殺の実態や対策について講座等を開催することにより、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図る。	生涯学習課
青少年育成市民会議と連携	講演会・研修会においてこどもの自殺問題をテーマにすることができれば、理解や認識を深めることができ、早期発見、対応につなげることができる。	生涯学習課
人権教育・啓発活動の推進	人権問題の研修会や学習会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とする。	人権・同和対策室
男女共同参画の推進	研修会等の中で自殺対策について言及することにより、市民等への啓発の機会となり得る。	人権・同和対策室
健康教育、健康相談、講習会の実施	命の大切さと救命の必要性をつなげる講習内容を検討し、実践することで、自殺対策につなげることができる。	健康づくり課
相談先情報を掲載したリーフレットの配布	高齢者、支援者、関係機関、各窓口、イベント等で様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図る。	福祉課
自殺予防週間、自殺対策強化月間にあわせた啓発	広報やホームページへの掲載、ポスター掲示やチラシ等を配布することで、自殺問題について住民の理解促進を図る。	福祉課
図書館利用サービスの向上	相談窓口一覧を記載したチラシ、リーフレットを配布して自殺予防につなげる。	図書館
消防救急体制の整備充実	防火指導やAED講習会等で、自殺対策に関連する相談窓口の情報が掲載されたリーフレット等を配布することで、何らかの支援につなげるための情報の提供、継続的な支援への糸口となる。	消防本部



商店街を中心とする賑わいとコミュニティの活性化	「KATARO base32」や、「交流館なかしまワッセ！」に集う住民向けに相談先の情報を掲載したリーフレット等を入れ込み、住民に対する啓発の機会とする。【再掲】	商工・ブランド振興課
<b>自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b>		
関係会議の実施	関係機関で構成する自殺対策地域ネットワーク会議を開催し、さらなる連携の強化と自殺対策の推進を図る。	福祉課
<b>自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b>		
ゲートキーパー養成講座の開催	市職員、専門職、介護事業従事者等に向けたゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、気づきの力を高めてもらうことにより、問題を抱えた市民の早期発見及び支援の提供を進める。	福祉課
受益者負担金徴収業務	担当者にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、担当者が必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	下水道課
水道料金徴収業務	料金担当職員にゲートキーパー研修を受講させることにより、必要に応じて他機関へのつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。また、料金を滞納している世帯との相談の中で、必要に応じて他機関へつなぐなどの支援を行う。	水道課
介護支援ボランティアや介護予防サポーターリーダーの育成・支援	サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターによるリスクの早期発見と対応など、気づき役としての役割を担うようにする。	福祉課
ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯が抱える様々な問題に対処するため、母子・父子自立支援員を配置し支援につながるよう取り組む。また、家族との離別・死別による精神的不安により自殺リスクが高まる場合があり、児童扶養手当等の申請を支援の機会ととらえ、相談内容によって他機関の支援につなげるよう取り組む。	子育て支援課
地域コミュニティを活かした周知	コミュニティ団体にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。研修の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図る。【再掲】	総務課
<b>心の健康を支持する環境の整備と心の健康づくりを推進する</b>		
高齢者運転免許証自主返納支援事業	免許返納者にタクシー利用券を交付することで外出する機会をふやし、高齢者の閉じこもりを防止し生きがいづくりにつなげる。	総務課
「柳川の歴史を知ろう」講座	市民に親しみやすい講座・展覧会を開催することで、外部との交流の場を提供する。	生涯学習課
各種文化事業の実施等	質の高い文化芸術を鑑賞する場や自ら文化芸術に触れる機会の確保・充実を通じて、心豊かな市民生活の実現に寄与する。	生涯学習課
青少年育成市民会議との連携・協力	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。母親の子育てに対する不安軽減、解消のため乳幼児研修会等を継続して実施する。	生涯学習課
各種文化講座の開催	自殺の実態や対策について講座等を開催することにより、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図る。【再掲】	生涯学習課

関係団体と連携した体験学習の実施	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、直面した時の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、SO Sの出し方教育の一環ともなり得る。	学校教育課
婦人保護運営対策事業	配偶者やパートナーから暴力を受けるという精神的苦痛から逃れるために自殺を考える被害者に対して、相談の機会を提供し、関係機関の紹介、連携を図る。	子育て支援課
学童保育事業	学童保育所が、家庭に特別な支援が必要な状況を把握した場合に、子どもと保護者の関係に配慮し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。	子育て支援課
ファミリーサポート事業	会員同士の交流の中で、子育てに関する悩みや自殺リスクの把握について、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割ができるための支援に取り組む。	子育て支援課
子育て短期支援事業	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を4か所設置し、乳幼児と保護者の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等を行い自殺リスクの軽減、危機的状況にある保護者の早期発見つなげることを目指す。	子育て支援課
妊娠期から子育て期までの様々な支援や情報提供	妊娠期から子育て期における不安やストレスについて、保護者に適切な情報提供や訪問を行うことによって、支援を行うことができる。	健康づくり課 子育て支援課
赤ちゃんサロン、離乳食教室、親子教室	各教室時に、子育ての悩みや不安について支援を行う。また、必要であれば適切な支援先へ繋ぐことができる。	健康づくり課
健康づくりの推進	がん検診、保健指導、健康相談、健康づくり講座などの保健事業を通して、住民の生活状況の把握を行い、問題を抱えていることがわかった場合は必要な支援へつないでいく。	健康づくり課
地域デイサービス、認知症カフェ、認知症SOSネットワーク模擬訓練	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり情報交換を行ったりできる場を設けることで支援者相互の支え合いの推進を図る。	福祉課
介護予防事業の充実	各種介護予防事業を通して、参加者同士の交流等、高齢者の生活機能の向上に向けた各種活動を実施し、支援者や他の高齢者と交流できる機会を高齢者に提供することで、地域で元気に日常生活を送れるよう支援する。	福祉課
商店街を中心とする賑わいとコミュニティの活性化	「KATARO base32」や、「交流館なかしまワッセ！」に集う住民向けに相談先の情報を掲載したリーフレット等を入れ込み、住民に対する啓発の機会とする。【再掲】	商工・ブランド振興課
図書館利用サービスの向上	相談窓口一覧を記載したチラシ、リーフレットを配布して自殺予防につなげる。【再掲】	図書館
<b>適切な精神保険医療福祉サービスを受けられるようにする</b>		
障害者基幹相談支援事業所の設置	基幹相談支援事業所を設置し、地域で暮らす問題を抱えた障害者のアウトリーチに努め、関係機関と連携し支援につなげ自殺リスクを減らす。	福祉課

<b>社会全体の自殺リスクを低下させる</b>		
配食サービス	訪問時に利用者の安否確認だけでなく、細かな異変等に気付いたときに市に通報してもらい、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図る。	福祉課
緊急通報システム	一人暮らしの高齢者等の安否確認等を通じて、問題を抱えている高齢者の早期発見や他機関へのつなぎ等を図る。	福祉課
地域包括支援センター相談	保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図る。	福祉課
見守りネットふくおか	家庭を訪ねる機会が多い事業者が、県や市と協定を結び、配達などの日常業務の中でひとり暮らしの高齢者などの異変に気付いたときに市に通報する協力事業者に対して、リーフレット等を配布し自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見に繋ぐ。	福祉課
受益者負担金徴収業務	滞納者に対する催告書等と併せて、生きる支援に関する相談先情報のチラシを同封することで、住民に対する情報周知を図る。	下水道課
市営住宅事業	公営住宅の入居申込者や居住者に様々な悩みや困難を抱えた住民がいた場合に他機関へつなぐ等の対応を行い自殺リスクを低下する。	建設課
市民相談	引き続き、市民が日常生活の中の心配な事や不安なことについて相談ができる、専門の相談窓口を紹介し、心配事や不安の解消に繋げる。又、福岡県弁護士会筑後部会へ委託した無料法律相談を実施し、法律的な相談ができる場所を提供していく。	市民課
消費生活センターの運営	消費者トラブルに関する悩みが原因で、自殺のリスクがある住民と接触できる窓口となり得る。	商工・ブランド振興課
健康づくりの推進	がん検診、保健指導、健康相談、健康づくり講座などの保健事業を通して、住民の生活状況の把握を行い、問題を抱えていることがわかった場合は必要な支援へつないでいく。【再掲】	健康づくり課
消防救急体制の整備充実	防火指導やAED講習会等で、自殺対策に関連する相談窓口の情報が掲載されたリーフレット等を配布することで、何らかの支援につなげるための情報の提供、継続的な支援への糸口となる。【再掲】	消防本部
<b>自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</b>		
関係機関との連携	警察や医療機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行う。	福祉課
早期発見とつなぎ	自傷行為の見られた市民については主治医に自殺念慮の有無等を確認し、支援につなげられるよう配慮する。	消防本部
相談支援の強化	自殺未遂者等の自殺のハイリスク者及びその家族等からの相談を受け付け、相談者のおかれている状況や抱えている問題を把握し、必要な支援の提供、もしくは相談窓口の紹介等を行う。	福祉課
<b>遺された人への支援を充実する</b>		
遺族への情報周知	各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報を柳川市のホームページや市報に掲載することで、自死遺族への情報周知に努める。	福祉課

遺族への情報周知	死亡届時に配布する「ご遺族の方へ」にこころの相談窓口情報を追加掲載する。	市民課
ひとり親世帯への支援(ひとり親家庭等医療助成)	新規申請や更新の手続き等の際、問題がある場合に相談をおこない関係機関等へつなぐ。	健康づくり課
ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯が抱える様々な問題に対処するため、母子・父子自立支援員を配置し支援につながるよう取り組む。また、家族との離別・死別による精神的不安により自殺リスクが高まる場合があり、児童扶養手当等の申請を支援の機会ととらえ、相談内容によって他機関の支援につなげるよう取り組む。【再掲】	子育て支援課
<b>他団体との連携を強化する</b>		
自殺対策地域ネットワーク会議の開催	民生委員児童委員や医療機関、警察、社会福祉協議会、職業安定所ほかで構成するネットワーク会議を開催し、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、柳川市における自殺対策を総合的に推進する。	福祉課
障害者自立支援協議会の開催	障がいのある人が安心して暮らせるよう取り組み、自殺リスクの低下を図る。	福祉課
地域ケア会議の機能強化	高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制に取り組む。	福祉課
生活困窮者支援調整会議の開催	各種事業との連動を図り、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援を提供する。	生活支援課
市民協働のまちづくり事業の実施・検討	市民と行政によるワークショップのトピックスとして自殺問題を取り上げ、現状や求められている対策を聞き取ることができる。	総務課
幼稚園・保育所・小学校との連携	幼稚園、保育園、小学校間で、児童の家族の状況等を含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	学校教育課
すべての児童生徒に対する包括的な支援	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援により、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図る。	学校教育課
青少年健全育成の推進	見守り運動や、パトロールをするうえで、悩みを抱える児童生徒がいれば、学校・家庭・地域で連携をし必要な支援につなぐ。	学校教育課
関係団体と連携した体験学習の実施	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、直面した時の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、SO Sの出し方教育の一環ともなり得る。【再掲】	学校教育課
赤ちゃん訪問	全戸訪問することで、産後うつ病や育児等によるストレスや悩みに早期に気づき、支援が必要であれば関係機関と連携し継続した支援を行う。	健康づくり課
要保護児童対策地域協議会の開催	幼稚園・保育所・小学校・中学校、教育委員会及び関係機関との密接な連携により課題を抱える家庭の支援のため、要保護児童対策地域協議会の開催・組織強化を図る。	子育て支援課

教育機関との密接な連携	子育てに悩む保護者から各種相談に、様々な専門機関と連携し対応する。また、スクールカウンセラーなどにより、子どもが抱える悩みを引き出し、生きづらさを軽減できれば、子どもの自殺防止及び自殺リスクの軽減につながる。要保護児童対策地域協議会の組織強化により教育機関とのさらなる連携を図る。	子育て支援課
学童保育事業	学童保育所が、家庭に特別な支援が必要な状況を把握した場合に、子どもと保護者の関係に配慮し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
ファミリーサポート事業	会員同士の交流の中で、子育てに関する悩みや自殺リスクの把握について、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割ができるための支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
子育て短期支援事業	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を4か所設置し、乳幼児と保護者の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言等を行い自殺リスクの軽減、危機的状況にある保護者の早期発見つなげることを目指す。【再掲】	子育て支援課
青少年育成市民会議との連携・協力	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。母親の子育てに対する不安軽減、解消のため乳幼児研修会等を継続して実施する。【再掲】	生涯学習課
青少年育成市民会議と連携	講演会・研修会において子どもの自殺問題をテーマにすることができれば、理解や認識を深めることができ、早期発見、対応につなげることができる。【再掲】	生涯学習課
障害者基幹相談支援事業所の設置	基幹相談支援事業所を設置し、地域で暮らす問題を抱えた障害者のアウトリーチに努め、関係機関と連携し支援につなげ自殺リスクを減らす。【再掲】	福祉課
<b>子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b>		
児童手当支給事業、特別児童扶養手当支給事業	児童手当・特別児童扶養手当の現況届や新規申請時を子育ての悩みを抱えている方との接触の機会ととらえ、適切な支援につなげるよう取り組む。	子育て支援課
学童保育事業	学童保育所が、家庭に特別な支援が必要な状況を把握した場合に、子どもと保護者の関係に配慮し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
ファミリーサポート事業	会員同士の交流の中で、子育てに関する悩みや自殺リスクの把握について、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割ができるための支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
子育て短期支援事業	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、市や関係機関と連携して適切な支援に取り組む。【再掲】	子育て支援課
教育機関との密接な連携	子育てに悩む保護者から各種相談に、様々な専門機関と連携し対応する。また、スクールカウンセラーなどにより、子どもが抱える悩みを引き出し、生きづらさを軽減できれば、子どもの自殺防止及び自殺リスクの軽減につながる。要保護児童対策地域協議会の組織強化により教育機関とのさらなる連携を図る。【再掲】	子育て支援課

ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯が抱える様々な問題に対処するため、母子・父子自立支援員を配置し支援につながるよう取り組む。また、家族との離別・死別による精神的不安により自殺リスクが高まる場合があり、児童扶養手当等の申請を支援の機会ととらえ、相談内容によって他機関の支援につなげるよう取り組む。【再掲】	子育て支援課
すべての児童生徒に対する包括的な支援	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援により、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図る。【再掲】	学校教育課
幼稚園・保育所・小学校との連携	幼稚園、保育所、小学校間で、児童の家族の状況等を含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。【再掲】	学校教育課
関係団体と連携した体験学習の実施	実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、直面した時の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、SO Sの出し方教育の一環ともなり得る。【再掲】	学校教育課
青少年健全育成の推進	見守り運動や、パトロールをするうえで、悩みを抱える児童生徒がいれば、学校・家庭・地域で連携をし、必要な支援につなぐ。【再掲】	学校教育課
青少年育成市民会議と連携	講演会・研修会においてこどもの自殺問題をテーマにすることができれば、理解や認識を深めることができ、早期発見、対応につなげることができる。【再掲】	生涯学習課
障害者基幹相談支援事業所の設置	基幹相談支援事業所を設置し、地域で暮らす問題を抱えた障害者のアウトリーチに努め、関係機関と連携し支援につなげ自殺リスクを減らす。【再掲】	福祉課
関係会議の実施	関係機関で構成する自殺対策地域ネットワーク会議を開催し、さらなる連携の強化と自殺対策の推進を図る。【再掲】	福祉課
ひとり親世帯への支援(ひとり親家庭等医療助成)	新規申請や更新の手続き等の際、問題がある場合に相談をおこない関係機関等へつなぐ。【再掲】	健康づくり課
<b>勤務・経営問題による自殺対策を更に推進する</b>		
職場におけるメンタルヘルス対策の推進	市内事業所に対し、従業員のメンタルヘルス対策の取組徹底を図る。	商工・ブランド振興課
労働問題に関する相談窓口の周知	労働問題に関する様々な悩みに対応する相談窓口(労働局、県労働相談センター、法テラス等)の紹介を広報等で周知する。	商工・ブランド振興課
労働相談体制の充実	賃金未払いや不当雇用、パワハラ・セクハラなどで悩んでいる人のため県などと連携して「労働相談会」を実施し、自殺のリスクの低下につなげる。	商工・ブランド振興課
企業訪問等による情報収集や相談体制の充実	企業訪問を行うことで、中小企業の経営についての悩みを聞き出し、必要な支援につなげることで自殺リスクの低下につなげる。	商工・ブランド振興課

こころの体温計	支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット等を活用した対策を強化する。	福祉課
生活困窮者自立支援制度	働きたくても働けない生活困窮者の相談支援を通じ、自殺リスクの高い相談者の抱える問題を把握し、法テラスや職業安定所、障がい者相談支援事業所など適切な支援機関につなぐなど、相談員がつなぎ役としての役割を担うことができる。	生活支援課

## 資料 2 柳川市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、柳川市自殺対策庁内連絡会(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の推進評価に関すること。
- (3) その他自殺対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長とし、副会長は教育長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。



別表（第3条関係）

1	副市長
2	教育長
3	保健福祉部長
4	総務部長
5	市民部長
6	建設部長
7	産業経済部長
8	教育部長
9	議会事務局長
10	会計管理者
11	消防本部消防長

## 資料3 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の規定に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、柳川市自殺対策地域ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定、進捗管理に関すること。
- (3) 自殺対策のための関係機関等の連携と協力に関すること。
- (4) 自殺対策の啓発、広報等に関すること。
- (5) その他、自殺対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議の構成員は、別表に掲げる関係機関・団体の代表者または職員等とし、市長が委嘱する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員等が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 ネットワーク会議の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 ネットワーク会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 ネットワーク会議は、必要に応じて、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉部福祉課障害者福祉係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

別表（第3条関係）

1	柳川人権擁護委員協議会	
2	柳川市民生委員児童委員協議会	
3	柳川市身体障害者福祉協会	
4	柳川市老人クラブ連合会	
5	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会	
6	柳川山門医師会	
7	柳川市社会福祉協議会	
8	柳川市障害福祉相談室 きらり	
9	相談支援センター さくら	
10	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	
11	大牟田公共職業安定所	
12	柳川商工会議所	
13	柳川・みやま消費生活センター	
14	柳川警察署	
15	柳川市	学校教育課
		福祉課
		生活支援課

## 柳川市自殺対策地域ネットワーク会議構成員名簿

役職名	氏 名	団 体 名
会 長	白石 小夜子	柳川市民生委員児童委員協議会
副会長	廣松 邦彦	相談支援センター さくら
構成員	北原 小世子	柳川人権擁護委員協議会
構成員	伊藤 秋光	柳川市身体障害者福祉協会
構成員	上妻 勝吉	柳川市老人クラブ連合会
構成員	野口 智恵	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会
構成員	荒巻 菜見子	柳川山門医師会
構成員	古賀 達也	柳川市社会福祉協議会
構成員	吉留 直史	柳川市障害福祉相談室 きらり
構成員	山室 照子	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
構成員	荒尾 克之	大牟田公共職業安定所
構成員	森 直哉	柳川商工会議所
構成員	坂梨 むつ美	柳川・みやま消費生活センター
構成員	松永 弘孝	柳川警察署
構成員	田中 勝裕	学校教育課
	平田 敬介	福祉課
	梅崎 誠司	生活支援課

平成31年3月29日現在

## 柳川市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない柳川市の実現を目指して～

発行年月 平成31年4月  
発行者 柳川市保健福祉部 福祉課  
〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1  
TEL：(0944) 77-8514  
FAX：(0944) 73-9211  
E-mail：fukushi@city.yanagawa.lg.jp